

令和5年 第7回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第2号) 12月15日 開議

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 5 年 第 7 回 美 瑛 町 議 会 定 例 会

令和 5 年 1 2 月 1 5 日 午 前 9 時 3 0 分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 一般質問〔高田紀子議員、八木幹男議員〕
- 第 3 議案第 1 号 美瑛町観光振興基金条例の制定について
- 第 4 議案第 2 号 美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 3 号 美瑛町税条例の一部改正について
- 第 6 議案第 4 号 美瑛町都市計画税条例の一部改正について
- 第 7 議案第 5 号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 8 議案第 6 号 美瑛町観光センター条例の一部改正について
- 第 9 議案第 7 号 美瑛町地域資源活用総合交流促進施設条例の一部改正について
- 第 10 議案第 8 号 美瑛町体験交流住宅条例の一部改正について
- 第 11 議案第 9 号 美瑛町青い池駐車場条例の一部改正について
- 第 12 議案第 10 号 令和 5 年度美瑛町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 第 13 議案第 11 号 令和 5 年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 第 14 議案第 12 号 令和 5 年度美瑛町水力発電事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 15 議案第 13 号 令和 5 年美瑛町立病院事業会計補正予算（第 3 号）について
- 第 16 議案第 14 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第 17 議案第 15 号 美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 第 18 議案第 16 号 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について
- 第 19 議案第 17 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 20 意見書案第 10 号 高温障害による農作物被害など厳しい情勢に見舞われる農業者の救済措置を求める意見書について
- 第 21 所管事務調査の申し出について

○出席議員（13名）

1番	武田信玄	議員
2番	桑谷覺	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	興栢勝也	議員
5番	保田仁	議員
6番	青田知史	議員
7番	白石久代	議員
8番	坂田昌則	議員
10番	八木幹男	議員
11番	谷本憲一	議員
12番	山本賢一	議員
13番	高田紀子	議員
議長	14番 野村祐司	議員

○欠席議員（1名）

9番 杉山勝雄 議員

○出席説明員

町	長	角 和 浩 幸 君
副	町 長	吉 川 智 巳 君
会 計 管 理 者		小 杉 昌 敏 君
総 務 課 長		新 村 猛 君
まちづくり推進課長		観 音 太 郎 君
地域みらい創造室長		大 庭 路 世 君
税 務 課 長		川 合 実智代 君
住民生活課長補佐		佐 藤 誉 修 君
保 健 福 祉 課 長		高 木 比斗志 君
保健センター所長		鎌 田 静 香 君
商工観光交流課長		高 島 和 浩 君
文化スポーツ課長		才 川 健 一 君
農 林 課		平 間 克 哉 君
建設水道課長		今 瀧 毅 君
水道整備室長		岩 佐 和 男 君
町立病院事務局長		才 川 育 世 君
総務課長補佐		真 鍋 大 輔 君
総務課財政係長		柴 田 崇 史 君
教 育 長		鈴 木 貴 久 君
管 理 課 長		梶 原 祐 治 君
図 書 館 長		山 上 修 司 君
農業委員会事務局長		栗 原 行 可 君
農業委員会会長		只 野 透 君
代表監査委員		大 西 宣 充 君

○書記

事務局長 今野 聖貴 君
次長 竹本 匡志 君

開議挨拶

○議長（野村祐司議員） おはようございます。定例会2日目でございます。開会にあたり、会議のご挨拶を申し上げます。本日一般質問2名、17の議案審議でございます。活発な論議を期待するところでございます。なお加えて、お願いでございますが、会議規則に従いまして、質問は簡明に。加えてゆっくりと口述の記録もありますのでゆっくりと分かりやすくお願いいたしまして会議の挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

開議宣告

○議長（野村祐司議員） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は13人であります。本日の議事日程は印刷物の配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（野村祐司議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則126条の規定によって、2番、桑谷覚議員と11番、谷本憲一議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（野村祐司議員） 日程第2、一般質問を行います。昨日に引き続き、通告の順番に発言を許します。

それでは初めに、13番、高田紀子議員。

（「はい」の声）

13番、高田議員。

（13番 高田 紀子議員 登壇）

○13番（高田紀子議員） おはようございます。よろしくお願ひいたします。13番、高田紀子。質問方式、時間制限方式。質問事項、美瑛町自治基本条例の運用状況について。質問の要旨、「美瑛町自治基本条例」が制定され、町民が誇れる住みよいまちの実現のために、町民、議会、行政がそれぞれの責任と役割を認識して、協働するまちづくりが始まりました。

協働のまちづくりには、町民、議会、行政が共に考え、話し合い、緻密なコミュニケーション

ンを図ることにあります。そこには、行政が積極的に情報提供・発信をすることが極めて重要であると考えます。

また、町民に対しては、条例の認識を深め、町民参加、町民参画を推進していくための仕組みづくりが必要です。

については、条例制定から約8ヶ月が経過した現状から次の3点についてお伺いします。

(1) 情報共有における「情報提供」「説明責任」に関して、職員の認識と周知状況について。

(2) 町民が町政に参加するには、丁寧でわかりやすく有効な情報の提供が不可欠ですがその手法について。

(3) 町民の条例に対しての認識について、町民説明会の結果を踏まえて、今後の進め方について。質問の相手は町長です。

○議長（野村祐司議員） 13番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

○町長（角和浩幸君） 13番、高田議員さんからの質問事項、美瑛町自治基本条例の運用状況について答弁を申し上げます。令和5年4月から美瑛町自治基本条例が施行され、町民の皆さまが主役となる新しいまちづくりが始まりました。条例の運用に当たりましては、情報の共有が町民主体の自治の実現の基本であるという前提の下、開かれた町政を推進するため、施策のそれぞれの過程において、有効な情報を町民に分かりやすく提供するとともに、いただいた貴重な御意見を町政に反映するよう、条例の理念に基づいた取組を進めております。

1点目につきましては、本年6月に職員研修を実施し、条例への理解を深めるとともに、適切な時期に適切な方法で町政に関する情報を提供するよう周知しているところです。新しい施策の提案や事業の進捗状況等につきまして、どのような時期と方法で町民の皆さまに発信していくかなどを関係課で協議し、効果的な情報共有に向けて試行錯誤しながらも実践しております。

2点目につきましては、広報紙やホームページ等による情報提供に加えて、町民コメントへのLINEの活用、YouTubeによる動画配信など、様々な媒体を連動させた情報発信に取り組み、意見交換会の開催やアンケート調査等を組み合わせながら、町民の皆さまから御意見をいただきやすい環境づくりに努めております。

3点目につきましては、本条例の理念に基づく取組を進め、具体的に機能させることによって、町民の皆さまの町政への関心がより高まり、相互理解や連携も深まる中で、町民主体の自治が推進されるものと考えております。

協働のまちづくりを進めるためには、町民、議会及び行政がそれぞれの責任と役割に基づき、互いを尊重しながら地域課題の解決に向けて協力し合うことが必要です。今後におきましても、

町民の皆さまが町政に参加しやすい環境づくりに努め、住み良いまちの実現を目指してまいります。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） 13番議員の再質問を認めます。

（「はい」の声）

13番、高田議員。

○13番（高田紀子議員） 13番、高田です。条例が施行され、町民が主役となるまちづくりが始まったということですが、私が接している町民の方の中には、条例を認識されていない、また関心がない方がまだまだ多くいらっしゃいます。今のところ、今そのことが現状なのではないかなという風を感じています。行政との信頼関係を築き、まちづくりについて関心を持ってもらうように取組を進めることが重要なところに今あると思いますので、ここで職員の皆さんが力を大いに発揮していただいて、町民の方たちにこの条例を築いていくっていうことを理解してもらうことだと思っています。まずそこですね、町長は条例の理念に基づいて職員が業務を運用していくっていう中で、理念はあるんですけども、職員の皆さんに対してどういう風な期待というか、運用して、職員の人たちが多くの業務を進めていくっていうところでお話をしているのか、まずその1点をお伺いします。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 今年度から自治基本条例のもとでの新しい行政の形が進んでいるところでございます。先ほども答弁をさせていただきましたけれども、まだ試行錯誤をしつつという段階ではございます。ただその中でも、現状、町職員の皆さん方、日常の業務の中でも、自治条例に即したらどうだろうねとか、自治条例があるから次ここはこうしようとかっていうことが、日常の仕事のやりとりの中でも言葉として出てきているのを今実感しております。自治条例の理念をどうすれば、実践できていくのかということ、繰り返し試行錯誤状態ではありますが、いろいろなことを考えつつやっただけでいるということは、職員の中には、条例の理念を生かしていこうという、そういう考えが根づいているな。それをどうすれば、実践できるかを今ちょっと悩みつつですけども、実現実行に移してもらっているそういう段階であると思っております。大変うれしいといえますか、喜ばしいことであると私自身は私の立場から思っております。今後ともより一層、職員の皆さんが自治条例の理念を体現するため、それぞれの持ち場の中で、能力を発揮し、また、町民の皆様との意見交換の場づくりなど、具体的な取組を進めてもらえるよう、強く期待をしているところであります。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 13番、高田議員。

○13番（高田紀子議員） 13番、高田です。それでは、1点目について再質問をいたします。

これまでの運用の中で、行政っていうのは情報公開が主体で行ってきただけではないかなという風に私は思っていて、今は条例を基本として基本とするところになると、自発的に積極的に情報提供を行政のほうから進んでいかなければいけないっていうところに転換していくことで、先ほど町長の答弁にもありますけど、今は試行錯誤をしながらやっているっていうところにあると思うんですけども、その試行錯誤する中で、実情に職員の人たちにしても進め方というところで多くの悩みが出てくると思うんですが、そういうところで具体的な方法とかルールとか、マニュアル化などを作成などをして、まず基本的なところをまとめて運営を進めていく、業務を進めていくっていうところの考え方とかを今検討されているのかどうか、お伺いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 情報公開の仕方につきましては様々な形がありますので、これまでも既に行っているもの等々ございます。それを、条例の理念、精神に基づいてさらに徹底していくにはどうするのかということにつきまして、一定のマニュアルといいますか、ルールというのは既に設けてございます。メールですとかあるいはメールですとか、文書で町民の方から意見を頂いてそれをどう公開し、どう伝えていくのかということについても、マニュアル化が既にできておまして、それに沿って対応を進めているところでございます。また、情報の公開いろいろやり方がありましてパブリックコメントですとかアンケートですとか、これまでも使ってきている、手法につきましては、これまで以上に精緻化を深めながら、今ある手法を活用していくということの両面で今取り組んでいるところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 13番、高田議員。

○13番(高田紀子議員) 13番、高田です。このことについては2点目と共有するようなどこもあるんですけども、情報公開っていうところでは提供っていうところではちょっと2点目にも行きますので、まず次のほうにも行きますがその前にですね、今後の中で新規の職員の方、採用された職員の方たちの対応といいますか、その辺をどういう風に考えていらっしゃるのか、その基本条例をしっかりと次の新しく入った職員に伝えていかなきゃいけないっていうところもありますので、ちょうど私なんか職員が採用したときに宣誓をするじゃないですか。その中に、基本条例に沿って業務を行うんだよみたいな、ちょっと畏まっていますけど、そういうことも必要じゃないのかなという風に考えているんですが、その辺、町長にお伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 大変有用なご提案を頂いたと思います。新たに職員採用し、これから働いていただくというときには、新規採用の職員さん向けの研修制度もちろんありますけれども、その中で美瑛町ならではのといいますか美瑛町としては、自治条例があるんだと。この精神条例の理念に基づいて仕事に取り組んでほしいということは、機会を通じて採用直後の大事な時期、その時期の研修の中で徹底をするといいますか、認識を深めてもらうという機会を来年採用以降から設けていきたいなと考えます。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 13番、高田議員。

○13番（高田紀子議員） 13番、高田です。条例が出来上がったことで、そのことを重視して運用しなきゃいけないということで、職員の方たちも業務がそれなりに増えていくことになっていくと思いますので、その辺をしっかりとバックアップする中で、業務を進めてもらいたいと。スムーズに業務が進んでいくように、支援をしていただきたいなという風に思って、次の2点目の質問を再質問をさせていただきます。町民参加の情報提供の取組の例として、いろいろ媒体使われていて、その中で何て言いますか、業務を進め、業務というか事業を進めていく中で、それこそパブリックコメントなどをワークショップ開いたり、意見公募をしたりとか、当初の事業を行うときには、ある程度そういう方法を考えて行っていくと思うんですけども、それですら当初、年度当初である程度予算で事業が確定されている中で、その計画がほぼあると思いますので、1年の間の上期下期でもいいんですけども、その事業に対しての町民参加の予定事業を公表するっていうような、何て言いますかね、一覧表というか、今年度中に予算化されている事業で、事業名とか、その中では、参加方法についてですね。先ほど言った委員公募とか、意見公募とかいうワークショップ。どういうことがその事業に対して参画してもらおうっていうことと、そして実施予定時期なんかを表にして、広報で年度当初に出すことっていう方法なんかを出すと、町民の方は、もう1年目の上期でもう、一応予定としてこういう事業があるんだっていうことが、理解されると思うので、そうすると自分の興味ある事業に対して、前もって知ることができるっていう風に思うんですね。そうすると、前もって知っていれば、時期を考えて町民も進んで参画しようというかそこに出ていこうということができると思いますので、ちょっとその辺とかの方法とかがどうかなあという風に考えまして、町長どういう風に考えますでしょうか。よろしくお願ひします。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 現状では、各課それぞれで住民の皆様からのご意見を頂く、こちらから情報公開していくという事業のリスト化というのを進めているところでございます。その事業の対象の時期に合わせてそれぞれで情報を発信し、また意見を頂いているという形の運用の仕

方をしておりますけれども、今ご指摘を頂いております、なるほどなと思われました。これまでも当初予算、予算を策定したときにそのよさを分かりやすく町民の皆様にお知らせするという中でのご指摘、ご指導も賜ってきている中でございますけれども、そこともリンクをさせる形でより分かりやすく今年度こういう事業を、美瑛町はやっていくんだということをお見せる分かりやすくする、それに合わせて、ここの部分については、自治条例の理念精神に基づいて町民参加型でご意見を頂きたいということを、その時期に合わせて出すということは、二重三重に効果的なのかなあという風に思いながら今ご提案を聞かせていただきました。今来年度向けの当初予算を編成を始まっている最中でございますけれども、これを最終的にお認めを頂いて町民の皆様にお知らせする段に当たりましては、次の年度の6年度予算から、町民型、町民参加型の事業でこの事業につきまして、皆様からご意見を賜りたいというもののリスト化というものをしていく方向で調整をさせていただきたいと思っております。上期下期というのも、大変ありがたいご提案で、当初予算全て盛り込もうということで、今年は特に力を入れて全部できるだけ当初に盛り込むんだでやってますけれども、どうしても、補正で対応するというものの中には性質的に出てくるものもあろうかと思っておりますので、時期を定めて、町民参加型の事業のリスト化というものに努めてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 13番、高田議員。

○13番(高田紀子議員) 13番、高田です。ぜひともよろしく願いいたします。あと、本町において、様々な媒体を活用して情報提供が行われていることは、とても、情報提供が広まったなっていう風に、重々理解はしているところなんですけれども、ただ、ホームページとかLINEとかを利用されていない町民の方もいらっしゃいますので、その方たちにしてみると、広報紙とか、防災無線からの情報が情報でしかなく、適時のときに対応されているかっていうところはちょっと、不公平感というか、なところがあるのかなあという風に感じています。なかなかそこって、経費とかも町民の皆さんに全体に広げて情報が本当に細かく伝わるっていうところは、経費のこともあつたりしますのでなかなか難しいところではあるんですけれども、やはりそこになかなか、やはり、携帯とかパソコンとかをうまく使えない方たちもいらっしゃいますので、今はこれから、そういうデジタル化が進んでいくとは思いますが、今の現状ではなかなかそこところが進んでいかないというか、本当にデジタル化がうまくスムーズに行くっていうことにはならない。今ちょうど中途なところだと思いますので、その辺について町長のお考えを、どういう対応をすべきかっていうところのことを町長にちょっとお伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 様々な媒体を通じて、今、美瑛町の様々な情報を発信しているところでございます。この現状について今美瑛町役場の中で、どのような認識といたしますかどのような検討をしているかということをお話しさせていただきますと、LINEもある、SNSもある、広報紙もある。様々な形があるんですけども、どちらかというとそれぞれが単発の情報になってしまってトータルとしての美瑛町の発信という、一体性が欠けているのではないかとこの認識は持っています。そこをもっと一元的に、媒体が多ければ多いほど届きやすくなるのでいいと思いますけれども、一元的に情報発信をしていく仕組みづくり、体制づくりを取り組んでいかなければならないという認識でどうすればいいのかということ話合いを役場庁舎内で進めております。そのときに、一つやはり武器になりますのがデジタル化というところで最新技術が様々開発されておりますし、それをうまく活用して、よりスムーズにより多くの方に伝えていくということは、これはいち早く取り入れて有効に活用していきたいと、デジタル化を活用していきたいという視点、姿勢は持っています。一方で、デジタル化が届かない方々、デジタル化が苦手だよという方々に対しても当然同じように情報を届けなければならない。その時、やはり紙ですとか、音声ですとか、あるいは、障がいのある方にそれぞれの障がいに対応した情報の伝え方というきめ細かい形というものも当然考えていかなければなりませんので、デジタル化はデジタル化の最新の技術、武器として使わせていただきたいという一方で、どなたに対してもきめ細かく同じ情報が届くように、その体制を確保していくにはどうしていけばいいのかという両面をあわせて、今、検討しているところでございます。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 13番、高田議員。

○13番（高田紀子議員） 13番、高田です。なかなか本当に町民の方全員っていうところってすごい難しいところがあって、障がい者の方に対しても、障がいでもいろいろ様々ある中で、そのところにデジタル化でもう今そのところで対応されるような、デジタル化も進んではいます。ただ、そこにさわれるというか、そこんところを、さあどうぞって言って使いますというようになることにはならないと思いますんで、そのところを徹底した対応をお願いしたいと思います。それこそ、Beコインとかもですね、今もう大分、利活用はできていると思いますが、まだ、お年寄りの中では、まだはっきりと理解できていない人がいてなかなかそこに対応しきれないなっていうお話をちょくちょく聞くんですね。ですから商品券とかも結局そこんところで余ったりっていうか、残ってしまったりっていうのも出てくるのではないかなと思っていますので、本当にきめ細やかなそのデジタル化っていうところをお示しをしていただきたいと思いますので、そこについて、再度すみません、町長よろしくお伺いさせていただきます

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 休憩します。

休憩宣言（午前9時54分）

再開宣言（午前9時55分）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 例えば、例示していただいたのかもしれませんがBeコインにつきましては、普及は大分進んできていると認識しておりますし、利用されてる方の年代層を見ても、50、60、70代って結構、壮年からご高齢の方々の利用が多いという結果も出てきておりますので、各世代の方々に満遍なくこうお使いを頂いているのかなあという風な受け止めは分析はしているところでございます。ただ、とはいえ、もっと、これでだからいいんだということではなくて、デジタル化というのはやはりデジタル化に対応できる方と、苦手意識を持つ方対応、また特性的に対応できないという方々もいろいろいらっしゃいますので、デジタル、一辺倒にならないように、以降は町民の皆様、公平に全ての方々が使いやすかったり、情報得られたりという、これについては常に心がけてまいりたいと、自戒を込めても、お話をさせていただきたいと思っております。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 13番、高田議員。

○13番（高田紀子議員） 13番、高田です。ぜひよろしく申し上げます。では3点目の再質問をさせていただきます。まず自治基本条例を認識してもらおう。先ほど、前段でお話ししましたように、まだ、認識が不足していて、当初で町民説明会も行われていますが、そこには参加者がほぼ少なかったように身請けられますので、今後においても、まずはその条例ができていうことを町民の皆さんに伝えていくべきだと思っています。町民説明会は行われていますので、行政のほうからもう外に出ていく、結局町内会であったり、事業体だったり、あと、各団体とか、それこそ小さなグループとか、まちづくりに関してのグループがあったりとかもありますので、そういうようなところに、出向いて周知していくということが今必要ではないかなという風に考えてます。まずはですね、周知することが1番だと思っています、その団体とかに出向いていく方法もあれば、また、町民説明会ではなくって、町民一同に集まってフォーラムを開いて、まちづくりに関するそれこそ事業を行っている団体グループ、個人、様々な方が、美瑛町のまちづくりに関わっている人がいらっしゃいますので、その方たちにお話をしてもらおう。こういうことを自分たちがやっていますよとか、個人ででもこういうことをやってまちづくりに貢献したことがあるんですっていうような人を集めてお話を聞いてもらう。そうすると具体的に自治基本条例ができて自分たち町民が何ができるのかっていうその整合性というか、なかなか今基本条例できました中を見てくださいって言っても基本理念があって、そっから何をどうしていいのかっていうのって町民ってなかなかそこがうまくできてないん

じゃないかなという風に思っていますので、やはり具体的なところを提供して、これからいろいろ、行政と町民とも分かり合って進めていこうっていうことができるのではないのかなという風に考えています。今のところ、町としては、今後どのようなことを周知をしていくっていうことを考えていらっしゃるのか、お伺いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 現時点で考えております。周知の方法につきましては、適宜な時期を見計らった広報での再度のご説明ですとか、あるいは各種団体等、また町内会もでございますけれども、お呼びを頂けましたらそこに出向いていき、ご説明をさせていただくというような形を想定はしております。もう一つは、お伝えの仕方ではないですけれども、具体的に自治条例の取組、町民意見を頂きそれが事業に反映され形になっていく。町民の皆様からすると自分たちの話、考えが実際に具現化していくんだという実例を積み重ねることによって、こういうことができるようになったんだということを実感していただく。そのことが町民の皆様の中に広まっていくことが1番、この条例が普及していくということにつながるのかなという風に思っています。今ご提案頂きました、まちづくりに関する方々に集まってもらう場ですとかというのは、これも、非常に有効な手段だと思って聞かせていただきました。今、現時点で考えていた周知の仕方以上の効果もあろうかなと思いますので、ありがたいご提案と受け止めさせていただきまして、どのような形でそれが実現できるか各団体の皆様とご相談をさせていただきながら、もちろん、もう周知していただくのが何よりでございますので、より一層工夫した周知の在り方について検討させていただきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 13番、高田議員。

○13番(高田紀子議員) 13番、高田です。はい、理解をさせていただきました。ちょっと1点なんですけれども、町民の声を聞くっていうところなんです、現状ですね町民の方もグループを持ってとか、まちづくりに対しての協力をしているっていう方たちは、それぞれの考えを持ってたりして、町に訴えかけたりとかもしているとは思いますが、ただ、個人的に町のほうに相談なり提案なりっていうか、相談提案、お話をしに行って、だけど、そこに職員の方からは、言葉で悪いかもしれないんですけど、けんもほろろに、それはねみたいな形で帰されてきちゃうっていうところが、今までの中であったりもして、そこに町の信頼関係がちょっと薄れている方もいらっしゃるってですので、職員の方たちもいろんな町民がいらっしゃいますので、会話の中で、そこに提案というかこういうことが困ってるこういうことがあるんだっていうことを、そこで納めるのではなく、拾い上げてその課の中で相談するとか、そこからもうちょっと広げていただきたいなあという風に思っています。現状ですね、町民の方が

窓口、カウンターですよね。そこが何となく壁になってるっていうお話をされる方もいらっしゃいます。ちょっとあそこから遠いっていうようなお話をされる方もいらっしゃいますので、カウンター越しではあってもそこに町民に寄り添って、その提案なり何なり、こういうことをしてほしいんだよねとかこういうことがあったらいいんだよねみたいなところを拾い集めてほしいかなという風に町民の方からの声からそういう風に思っています。その辺がやはり、今回の自治基本条例ができたことで、町民の声を拾うっていうのもそのところじゃないかなという風に思っていますので、その辺、町長としても理解していただき、対応をしていただきたいと思いますが、ご意見をお伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) ご指摘ありがとうございます。自治条例以前の職員の対応でしたりとか、窓口対応の課題の部分でもあろうかなと思います。町民の皆様が主役であり、町民の皆様が主体のまちづくりを進めていくという自治基本条例の条例理念、精神から言いますと、ご指摘頂いたような対応があってはならないという風に思っております。これまでも、窓口対応を丁寧に行うようにとか、総合受付、総合窓口の対応をさせていただく中で、そこでよくなったよとおっしゃっていただく、ご意見も多く耳にはしておりますけれども、一方でまだ、町民の皆様にとっては、素っ気ない対応をとられてしまったという思いを持つような対応があってはならないと思っております。これまでも、会議ですとか、研修を通じて町民の皆様への対応の仕方というものは徹底を図ってきておりますけれども、より一層、美瑛町には自治条例があるんだその精神を職員1人一人が自覚をすること。そういうことを通じて、町民の皆様と対応するとなれば、おのずと親切でちゃんと町民の皆様のお話の身になって聞き取りをする。そういうような対応、対応になっていくと思っておりますのでより一層徹底をさせていただきたいと思っております。

○議長(野村祐司議員) 13番議員の質問を終わります。

次に、10番、八木幹男議員。

(「はい」の声)

10番、八木議員。

○10番(八木幹男議員) まず、私ごとになりますけれども、ただいま補聴器の試運転中でして、なんせ脳の活性化の訓練ということだそうです。そんなことで、ぼけた発言がありましたら遠慮なくご指摘を頂ければなと思っております。保健福祉課の皆さんには、体験談をまたお伝えしていきますので、よろしく願いをいたします。

それでは本題に入らせていただきます。番号10番、八木幹男。質問方式、時間制限方式。質問事項1、「本通土地地区画整理事業」から学ぶ「美瑛町中心市街地活性化計画」について。質問の要旨、美瑛町中心市街地活性化計画に関しては、「本通土地地区画整理事業」からヒントを探

っていくべきではないでしょうか。この事業は平成元年から平成21年の解散許可まで総事業費88億円超という壮大な事業でした。「平成3年には、建設省（当時）の『ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業』のモデル地区の指定を受けた。『まちの顔』である駅前広場は、本地区の象徴的空間として、駅前広場の一角にコミュニティセンター（観光案内所、商工会）を建設して、美瑛の新たな拠点施設として整備を進めました。」と区画整理組合発行の「日本で最も美しい街並み」という冊子に記載されています。

また、「街づくりマニュアル」（建築協定）というものがあり、住宅・店舗デザイン等に関する様々な基準が設けられており参考にすべきところが多々あります。

完成から約15年という年月が流れ、課題のようなものも顕著になってきていると思われ、住んでいる人たちの声に耳を傾けながら、新しい中心市街地づくりを検討していくべきではないかと考えています。そこで、次の3点について町長の考えを伺います。

（1）事業実施母体となる組織をどのように考え、どのような議論をしていこうとしているのか。また、町民の声をどのように聴いているのか。

（2）令和5年度町政執行方針では、この事業は商工業の振興という視点からとらえられているが、自治基本条例の理念「町民主体のまちづくり」とどう整合性をとっていくのか。

（3）第6次まちづくり総合計画のどこに該当する事業なのか。質問の相手は町長です。

質問事項2、美瑛の教育を「美瑛の文化」の域に高めるための「テロワール」という概念の導入について。質問の要旨、令和5年度教育委員会事務点検・評価報告書では、「総合的な学習の時間」「コミュニティ・スクール推進」の取り組みの評価が記載されているが、運用が各学校に委ねられていて、町全体のテーマ設定が行われていません。

また、「美瑛学」という取り組みもあるが、テキストの作成レベルには到達していません。

美瑛から巣立っていく子どもたちに「美瑛は、こういう魅力ある町」という概念を伝えていくべきではないでしょうか。それに相応しいのが「※テロワール」という概念であり、「美瑛版テロワール」という理論体系を作りあげテキスト化すべきではないかと考えています。

中学校学習指導要領解説「総合的な学習の時間編」では、「各学校においては、学年間の連続性、発展性や、小学校や高等学校等との接続、他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、内容を定めることが重要である。」と明記されています。そこで、次の3点について伺います。

（1）「テロワール」という概念を町内全小中学校の総合的な学習の時間の「柱」に据えることについて。

（2）「美瑛学」「ジオパーク」「地消地産の農と食文化」「持続可能な観光目的地実現条例」の理解等を「美瑛版テロワール」という考え方で一本化しテキスト化することについて。

（3）「美瑛版テロワール」という理論体系をもとに浦幌町で進められている「うらほろスタイル」のような仕組みを作り、中学卒業後も美瑛と関りが持てるような体制・制度づくりにつ

いて。質問の相手は町長並びに教育長です。よろしくお願いをいたします。

○議長（野村祐司議員） 10番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

○町長（角和浩幸君） 10番、八木議員さんからの2項目にわたる、ご質問のうち、まず、質問項目1項目め、「本通土地区画整理事業」から学ぶ、「美瑛町中心市街地活性化計画」について答弁を申し上げます。「美瑛町中心市街地活性化計画」につきましては、コロナ禍後の新たな美瑛創造の第一歩として、商工業・観光業の振興、地域福祉の充実、既存施設の有効活用等により、安心して住み続けることのできる地域づくりを目指したインフラ整備事業として、町民の皆さまの合意の下で進めさせていただきよう、スタートしたところであります。

1点目につきましては、実施母体は美瑛町となりますが、計画の作成に当たりましては、町、商工会、農協、森林組合、観光協会ほか町内各団体、これにJR北海道、道北バス、富良野バス、美瑛ハイヤー等の交通インフラ企業、さらには、上川総合振興局を加えた推進協議会を組織しております。その下に各団体の実務者による幹事会を設置して計画の議論を行うとともに、まちづくり委員会等にも諮問してまいります。直接的な町民の皆さまへの周知につきましては、先般行政区長会議において計画の方向性等を御説明申し上げたところですが、今後は広報紙やホームページにて進捗を報告する予定です。

2点目につきましては、商工業の振興は計画の中心ではありますが、都度町民コメントや意見交換会等を実施するなど、広く町民を対象として丁寧に御意見をいただき、合意形成を図る考えでありますので、自治基本条例の理念との整合性に問題はないと思っております。

3点目につきましては、基本目標1「ひとに優しい支え合いのまち」から、基本目標7「行財政が健全で持続可能なまち」までの全てに関連すると考えております。取り分け、基本目標3の6「商工業の振興」、3の7「観光業の振興」及び都市基盤整備等について定めた基本目標4「自然と共生し生活基盤が充実したまち」に基づく事業となっております。質問事項2点目につきましてはまず、教育長から答弁を申し上げます。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木貴久君） 質問事項の2、美瑛の教育を「美瑛の文化」の域に高めるための「テロワール」という概念の導入について答弁申し上げます。本町の子どもたちには、ふるさと美瑛の良さを知り、誇りに思いながら成長し、いつかこの町を離れていっても郷土愛を持ち続けて欲しいという思いは、私も同感するところであります。

1点目につきましては、小学校第3・4年生では、町独自の社会科副読本を活用し、教科書で学んだ内容が児童にとってより身近に感じられるよう関連づけるとともに、総合的な学習の

時間の中では、ふるさと美瑛の様々な地域資源について、各学校の児童が集まり共同して学習しています。

具体的には、3年生は自然に親しむことを目的に、町内のニホンザリガニの生息域について学び、4年生では活火山十勝岳を抱える本町にとって不可欠である火山防災について学んでいます。5年生や6年生の高学年では、十勝岳の成り立ちなどジオパークに関する学習や角和町長の「まちづくり」に対する考え方を聴き、児童一人一人が今まで学んできた学習内容を振り返り、その内容をグループで話し合い、町にまちづくり提案という形で発信する学習を進めています。

中学校の「キャリア教育」では、主に職業観教育に取り組んでおり、1年生では本町の基幹産業である農業や林業に関する講話を、2年生では町内外の企業に協力をいただいて職場体験を実施しています。3年生では、これまでの「ふるさと学習」や「キャリア教育」を通じ、ふるさと美瑛に関する学びと自身の職業観を糧として、今後どのように自分自身が成長したいか、どのようなことにチャレンジしたいかという思いをプレゼン形式で発表しています。

このように、美瑛町特有の風土や魅力などを学習していることは、議員がおっしゃるテロワールと同様な概念であると認識しており、小中学校における総合的な学習の時間の柱になっていると考えております。以上です。

(「はい」の声)

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 質問事項2個目につきまして私からも答弁を申し上げます。「農村自給圏」を鍵とした「スマート・テロワール」の概念を提唱したのは、カルビー元社長の故松尾雅彦さんであり、その理念の下、地域の価値を高める運動を続けてきたのが「日本で最も美しい村」連合です。同連合の活動を進めていることがテロワールの実践例であり、また、平成23年には、同連合の活動を町内の小学3・4年生を対象とした副読本に掲載し、活用したという具体例もございますので、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

「テロワール」には多義的な要素が包含されており、教育長の答弁にありますように、美瑛町の風土をいかした数々の取組の総称であるとも言えます。その意味では、シビックプライド（地域に対する誇りと愛着）を醸成する機会やシティプロモーションの場などにおいて、美瑛町ならではのキーワードとして「美瑛版テロワール」を活用することは大変効果的であると考えます。

今後、美瑛町のブランド化を進めていく中で、町民自身がまちに誇りを持っていただくことが重要だと考えていますので、「テロワール」の概念を有効に活用してまいります。そのことが中学卒業後も美瑛町に関わる機運を高めていくことにつながると考えています。以上です。

○議長（野村祐司議員） 10番議員の再質問を認めます。

(「はい」の声)

10番、八木議員。

○10番(八木幹男議員) 10番、八木です。再質問をさせていただきます。まず1点目につきまして、再質問をさせていただきます。こちらで答弁頂いた推進協議会の構成面に関しては、専門家の知見を取り入れるべきではないでしょうかと、こういったことの提起であります。答弁によりますと、大学等との連携は行っていないのかなというような感触を受けております。ここでやはり土地区画整理事業で示されたまちづくり、いわゆる建築協定。ここを検証しながら進めていくべきでこういう視点も必要なのではないかなというところであります。また、町民の意見、考え方を聞くと、こういった視点では、行政区長会議で説明をしたということになっておりますが、そこではどのような意見が出ているのでしょうか。この辺のところを再度お伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 推進協議会の組織につきましては、先ほど答弁したとおりでございます。基本的なメンバー構成として、このような方々に加わっていただいた形をとっておりますが、協議会の中の話合いの中で様々な観点から、今後、ご意見を頂けると思っております。その中で専門的な知見、あるいは、大学の保有する知見などを活用していったほうがいいのではないかなという流れになってまいりましたら、その時点で大学あるいは専門家の方々のお話を聞くという機会を設けさせていただく。そのような形で、より広範囲な多くの方々のご意見を賜りながら、計画づくりに取り組んで頂けるものと考えております。また、先般行いました行政区長会議での説明におきましては、具体的なお質問等は当該計画につきましては特になかったところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 10番、八木議員。

○10番(八木幹男議員) 10番、八木です。この中でですね、ちょっと気にかかることはですね、推進協議会のメンバーの中に女性、あるいは若い年代の人が何人いるのかなと、この辺のところをちょっと危惧してるところであります。また商店街といっても、現状を見ても、個人住宅も混在してございまして、やはりこの視点も欠かせないということになってくるかと思っております。これを斬新な計画に持って行っていただきたいということがありまして、例えばですけども、町なかに教員住宅もあってもいいよなど。やはり集合住宅には住みたくないという方もおられて、やはりそういった意味から美瑛に来てもらえないという事例もあるのかなというようなことも考えており、こういった提案もあってもいいのかなと。あるいは子育て世代の戸建て住宅、やはりこの集合的などところになりますと1回でもやはり騒がという

声が出てくるかと思しますので、やはり戸建ての子育て世代向けの町民住宅一戸建てですねこれも町なかにあってもいいのかなと、こういった発想が出てくるのはやはりこの女性であったり、若い人から、やはりこういった意見が出てくるのかなと思っておりますので、推進協議会のメンバーの中に女性あるいは若者、若い年代の方が入っているのかどうかその辺のところを含めて、再質問させていただきます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 端的に申しまして、今回組織をさせていただきました推進協議会の中に女性は入っておりませんでした。そういう意味では推進協議会の発足にあたっての準備段階での認識がちょっと不足していたのかなというふうに反省をしているところでございます。この協議会の中で、新たにメンバーを加えていくということは一つ考えられることではございますので今後、女性、また若い世代の方にも入っていただくという形をとれるかどうか、検討してまいります。また、一方で先ほども申しました、この推進協議会の中だけで固まる決める話ではございませんで、この協議会の中で素案となるような原案、また、それぞれの立場からのお話をお伺いして原案的なものをつくり、それを広く町民の皆様方にお示しをして広く町民の皆様からご意見を頂くという機会を設けてまいりますので、そのような機会の場で、またこの協議会に加わっていない属性の方々からも、より積極的なご意見を賜ればいいなという風に考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 10番、八木議員。

○10番(八木幹男議員) 10番、八木です。そのような検討をしていただきたいなと思っております。それでは次に2点目、3点目、こちらについては、まちづくりを検定していく段階では、常にこの自治基本条例、あるいはまちづくり総合計画、ここと照合をしながら、検討していくべきではないかなと、こういう発想のところからの視点であります。答弁では、総合計画の基本目標1から基本目標7まで全て該当する内容であると。こういうことでしたけれども、私なりに次のような視点が特に重要ではないかなと思っておりますので、その辺のところを踏まえた議論をお願いしたいところであります。例えばですけれども、基本目標1には人に優しい支え合いのまちづくり、こういった項目がありまして、その中に、地域福祉の充実、地域で活動するための拠点づくりや地域福祉の基盤づくり。ここで言う福祉というのは広い意味での福祉という面だと思いますけれども、こういった内容、それから基本目標2、ここでは笑顔あふれる育ちと学びのまちと、こういった内容の項目では、誰もが自分の目標に合った活動ができるよう、社会教育施設の管理と機能の充実、こういった内容が記載されております。あるいは基本目標4になりますと、自然と共生した生活基盤が充実したまちの項目。こういったことが

ありまして、市街地における安全で快適な歩行空間の確保、こういったことがあります。内部に入って町長にはちょっと申し訳ないんですけども、こういった内容を重視していくべきかなと思っております。ポイントはやはりこの町民生活と商工業、観光業の調和が図られているかどうか、この視点であります。町民が豊かさを実感できるまちづくりの視点が欠けてはならないと、こういう視点からであります。このような視点が不可欠と考えますが、その辺のところ町長は、ちょっと中に入って申し訳ないですが、その考え方を伺いたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 中心市街地の活性化に向けましては、ただいまご答弁を申し上げております推進協議会さんを中心に計画は今後策定をされてまいりますし、また、自治基本条例の理念、精神にのっとりまして町民の皆様方のご意見を賜り、様々なお話アイデアを具現化していくのがこれからの計画になってまいりますので、今確定的にこれとこれを行いますと、ある意味トップダウン的に上から言うことはできる性質のものではないと、これから積み上がって形が見えていくものだとして認識をしております。ただ、その中でですけども、私も、議員と全く同じ考え方感触感覚でございまして、地域福祉の拠点づくりというものはこの計画の中で当然議論されていくことになろうと思っておりますし、安全で快適な歩行空間の形成というものも、当然、中心市街地を考える上ではキーワードになっていくのではないかなと思っております。そういうようなことを含めまして全く同感させていただくといいですか、同じ思いでこの計画づくりに私も取り組んでまいりたいと考えております。そして、最後ご指摘頂きました町民の豊かさというところでございますけれども、ここにつきましても本当にごもっともなご指摘を頂いておりまして、ともすると観光面、観光あるいは関係人口、流入人口、交流人口と外から入ってくる方々への利便性を求めるという面も、もちろんそれが町の発展につながるという観点からそういうような施策も打っておりますけれども、その根本には、町民の皆様が豊かさを感じることができる、このまちづくりを行っていくということがベースでございまして。その意味ではこの中心市街地活性化というものは、町民の皆様にもう一度、美瑛町内ににぎわいのある空間を楽しんで頂いたりですとか、そこで多くの方に消費や行動等を楽しんで頂くのはもちろんですけども、消費や購買が進むことによって地域の事業者の方々が、潤いをより増していくというようなことで町民生活をより豊かで潤いのあるものにしていくのがこの中心市街地活性化の計画であると考えておりますので、その考え方をこれからも重要視しながら進めさせていただきたいと考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 10番、八木議員。

○10番(八木幹男議員) 10番、八木です。ただいまこの福祉的な考え方ということで福祉

サイドの面この辺のところをちょっと、お伺いしていきたいなと思っております。実は10月の29から30日にかけて、全国小規模多機能型居宅事業事業者連絡会の全国大会が美瑛町で行われました。本町で開催されたパネルディスカッションのテーマとして本町の地域包括ケアシステムづくり20年、こういったことが取上げられておりました。いわゆる四つの生活圏を設定し、先駆的な取組となっていたことは事実であり、圏域のほたるこの完成をもって福祉サイドからの完成形を見たのかなど、こういうような思いを持っております。この四つの生活圏を次のステップにどう持っていくか、このところの視点であります。これが美瑛町中心市街地活性化計画、ここではないかなというように思っております。改正社会福祉法では、福祉サイドからのアプローチと、まちづくり、地域創生サイドからのアプローチを融合させた、人、暮らしを中心に据えたまちづくりを想定し、出会い学びのプラットフォームこういった概念を拠点概念の拠点づくりが提案されてきております。まさにここではないかなと思っております。ここでは議論いたしません、ただいま進められている東部地区コミュニティ施設整備事業、これも含めて、四つの生活圏、この考え方を次のステップに進めていくべきじゃないかなと、このようなことを考えております。こちらは福祉サイドからのアプローチ、この辺のところを再度どのようにお考えになっているのか、お伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) ご案内頂きました小多機の全国大会、私も、有り難たいことにパネルディスカッションに参加をさせていただいてお話をさせていただきました。四つの圏域の中でそれぞれ小多機が完成し、福祉的には、地域の中でいつまでも暮らし続ける、その環境づくりは一定整い、美瑛慈光会さんのご尽力で大変素晴らしい取組を進めていただいていると考えております。この次のステップでございますけれども、私も考えるのはそれだけでは地域での福祉は一応完成を見ているけれども、さらに次に進んでいかなければならないと思っております。いくつかあるポイントを挙げさせていただきますと一つは、介護に至らない状態にするにはどうするか介護予防のところを力を入れていく。介護予防を図ることのできる、取組ですとか施設が今後必要になってくるのではないかと。もう一つは多世代間の交流でございます。様々な世代を交流をさせていく、具体的に子供とご高齢の方々がより身近な形で交流できるような場が必要ではないかあるいは、よりもう身近に交流できる、そういうところがあるのではないかと思っております。そしてもう1点挙げるとしたら、住まいの問題かなとも思っております。単身世帯、ご高齢の単身世帯が増えてくる中で、どのような、住まいで生活を支えていくのかというところは、介護事業所と並んでまたこれからキーになってくるポイントかなと思っております。そのような点を踏まえていきますと、また、福祉だけではなくまちづくり全体の中で、今申したようなポイントを整理し、それを解決できるような、まちづくりの在り方と

いうものが必要だろうと思っておりますし、まさに中心市街地活性化計画の中でも、その観点からも取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 10番、八木議員。

○10番(八木幹男議員) ただいま福祉サイド、いろんな考え方をお伺いしました。やはりこのまちづくり全体という件に戻りまして、ハード面、こちらのほうにつきまして再度お伺いいたします。なお、検討段階ということで、なかなか議論できない部分もあろうかと思えますけれども、推進協議会のメンバーにJR北海道さんも入っていると、こういうことでありますので、1番気にしているのは駅前のトイレ、トイレの話ばかりして申し訳ないんですけども、観光客の視点から見ると、美瑛町の3大ガツカリの一つになってるんじゃないかなとこういうような危惧をしております。あるいは通学の高校生からすると、入りたくないトイレ、ナンバー1になっているかもしれないと、こういう風な危惧をしております。改善の方向性は議論されているのでしょうか。この辺のところはまず1点目です。2点目は現在サイクルツーリズムの取組が進められていると思えますけれども、この視点も重要ではないかなと考えております。施設としては、トイレ、シャワー、更衣室などを備えた総合施設の整備、この辺のところをどう議論されているのか。最後3番目は、歩道に関してでありますけれども、歩道に自転車の通行帯をつくれぬのか、こういった議論、あるいは、点字ブロックは目の不自由な方にとっては不可欠なものでありますけれども、車椅子の利用者にとっては点字ブロックは障害物になると、こういった視点があろうかと思えます。やはりこのユニバーサルデザイン、こういった視点をどう考えているのか、再度、細部に入ってしまったけれどもその辺の考え方をお伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) まず現状でありますJR美瑛駅のトイレでございますけれどもJR側には、町民の皆様、また議会議員の皆様からこのようなお話を頂いているので、何とかありませんかというお話はさせていただいておりますけれども、具体的に進展がある状況ではございません。JR北海道さんにも今回入っていただいておりますのは、トイレの問題と、あとフリーロードもございまして特にこの2点についてもお話を頂ける、共に関わっていただきたいというような思いもございましてJRさんにも入っていただいております。トイレにつきましては、これまでの中で、私も答弁させていただいておりますけれども、町のもので、持ち物でないものに対して、町が手を出していくのは非常にやりにくいんですというような、答弁をさせていただきましたけれども、今回中心市街地の全体の中の一つという位置づけになりますと、町からもここに対して声も出しました何か対策を練れるのかなというような期待も持っており

ます。そしてトイレにつきましては、駅の西側についても設置をしてほしいという、そういう強い要望も事業者の方からも頂いておりますので、町民生活、また観光の面からも、トイレというのは大変重要な施設であると認識しておりますので、計画の中でしっかりとした議論ができればいいなと思っております。また、サイクルツーリズム視点も、私がこの計画の中でこのことについても議論してくださいという提案の仕方ができるのであれば、入れさせていただきたいなと考えているところでございます。サークルツーリズムのみならず、アウトドア活動の拠点、出発点といいますか、美瑛町あるいは上川のアウトドアをここから楽しんでいくんだというような、拠点づくりの場に美瑛の駅周辺というのはふさわしいのではないのかなという思いを持っておりますので、そのような観点も今後ご議論頂いたらありがたいなと思っております。歩道につきましては先ほども申しましたけれども、快適な歩行空間の形成というものが一つ大きな目標の一つでございまして。その中で議員ご指摘頂きましたような、ユニバーサルデザインというのは当然これからの議論に出てくると思いますので、より快適でまた通行運のしやすい歩行空間、歩道の在り方というものも、今後の計画の中に反映させていければいいなと期待しているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 10番、八木議員。

○10番(八木幹男議員) 10番、八木です。それでは質問事項の2のほうに移らせていただきます。まず教育長にお伺いをいたします。答弁では、現在小中学校で取り組んでいることはまさにテロワールと同様な概念であると認識しており、総合的な学習の柱になっていると、こういう内容で答弁を頂きました。私が提案しているのは、テロワールという概念を具現化し、美瑛版テロワール、こういった理論体系をつくってテキスト化していったらどうかという視点であります。こういったことが美瑛の教育を美瑛の文化の域にまで高めると、こういった意味で用いさせていただいております。そんな意味を含め再度教育長の考え方をお伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 鈴木教育長。

○教育長(鈴木貴久君) 総合的な学習の時間、いわゆる探求的な時間、子どもたちが、国語・算数・社会・理科で学ばない、その他の教科横断的、横断的にまたいで総合的に自分で調べたり、課題を持って調査したり、分析を行って表現したりということで、今から20年前ほどにこの学習時間が設けられたと聞いています。その中で、いち早く美瑛町においては、令和2年が1番新しいんですけども、答弁で申し上げておりますように社会科の副読本、小学校3年生4年生向けの副読本なんですけども、この中に町の成り立ちから、美瑛町の商店街、様々な分野について、細かく、それでも広くですけども、小学生が学ぶもんですから学びやすいように分かりやすいような形でつくっております。その中を見ますと、現状の社会科の時間で全体的

なものを学んで、それについて、美瑛町ではどうかというような対比として、この副読本で学んでおりますので、現状としてはこれが議員おっしゃる、私も思うんですけどテロワール的な解釈でいいのではないかと感じているところであります。美瑛の子どもたちにとってですね、副読本を見るとですね、必ずや美瑛のとこに出てくるのが兵庫県人、小林直三郎さんが、旭地区に入って開墾し始めたということが載ってますので、それだけでもすばらしいことなのかなと私は感じております。テロワールという概念は、美瑛町の風土、郷土、そこに伴う特別な地域的な役割がありますので、美瑛町の子供たちには丘の成り立ちから、農家さんが作っている、苦勞して作っている丘の成り立ちからも、合わせて学んでおりますので、テロワールの概念、それ以上何か少ないかはまだあるかもしれませんが、現状では学んでいると理解しているところであります。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 10番、八木議員。

○10番(八木幹男議員) 10番、八木です。やはりここで、総合的な学習の時間にこだわらないんですけども、あらゆる教科にわたって伝えていく、美瑛の魅力を伝えていく。こういったことの、やっているかやっていないかではなくて、文化の域まで高めようと教育を文化の域まで高めようと、こういった思いが1番であります。やはりこの、美瑛の魅力を一体的に伝えていくこういった意味からやはりテキスト化が必要でないかなと、こういった提案であります。そのためにはスローガンのようなタイトル、こういったことが必要だと思っております、その辺の考え方も含めてテロワールという、美瑛版テロワールこういったものをテキスト化では必要ではないかなと、こういう思いしておりますので、その辺のところの考えを再度伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 鈴木教育長。

○教育長(鈴木貴久君) 総合的な学習の時間の中の、学習指導要領についての中には、目的を持って目標を立ててそれぞれ、小学校から高校までと横断的に継続してつながるように内容を定めなさいということで、載ってある議員ご指摘のとおり質問の内容でありますけども、そこを見てですね今現状、答弁書の中にもありますように、それぞれ目標というのは、知識及び技能、それから、考える力・思考力・判断力・表現力、そして人間的に将来学んでいく人間的な姿、それを目標の姿として内容として、それぞれ3年生、4年生、5年生、6年生、そして、中学生ではキャリア教育でそれぞれ学んでいます。テキスト化っていう部分で言えばですね、実際にこれに基づいてテキスト化をつくることは多分可能なかなと思っているんですが、現状これを副読本を置き換えてやっていきたいというのが今のところの私の思いでありますけども、その中から、学校の先生においては、それぞれ管理職においては2年から3年、そして

一般の教員については6年間、どうしても人事異動で変わってしまうとそういったことで、つながりが先生同士のつながりが続いていくのかっていう問題もありますし、また、そういったことがテキスト化があれば、そこでいいのかっていうのもありますけども、実質最初、総合的な学習ができた時間については、全く学校のほうで定めるという風な内容でありましたので、文科省は、学校の先生なら多分、美瑛のことは分かるだろう、できるだろうというようなことから始まったようであります。しかし、いつしか先生が忙しくなって、事前に最初につくった資料等をもとに、それを引き継いで次々と子供たちに学ばせる。それが私は、副読本という形でできたのかなというのは理解しております。それに次々と新しい美瑛のことを備わって入れていくとしたら、風土というか、成り立ち生い立ちちゅうか、そういうのは十分つくり込んでいるのかなっていう風な私は認識でいますので、今後新しいことと現在、新しい条例もできていますので、そういったことが、次回の10年に1回、副読本ができていますので、その中で取り入れていくのも、重要なのかなって、やっていくのがいいのかなと私今のところは思っております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 10番、八木議員。

○10番(八木幹男議員) 八木です。引き続きテキストの議論をぜひやっていただきたいなと思っております。それではかわりまして町長にお伺いをいたします。答弁の中では、美瑛版テロワールを活用することは大変効果的であると考えますと、テロワールという概念を有効に活用していきます。こういった答弁を頂きまして、これで十分なんですけれども、改めてもう一度、再質問させていただきます。テロワールという概念を取り入れて取組してるのは、私の知る限りでは次の3か所、こういったとこかなと思っております。一つは、オホーツクテロワール、これは興部町のノースプレインファームの外国社長が中心になって進めている取組であろうかと思っております。二つ目は、東進スマートテロワール、これは長野県の一部での取組、こういったことであります。それからもう一つは、庄内ですね、庄内スマートテロワール、これは山形県の一部でも取組、これは置賜地方っていうんですか、この辺のところの取組であると、そんな風に理解をしております。こんなところもあり、美瑛町が本気で取組めばテロワールと、こういったことの取組のトップランナーになれると、こういった視点であります。したがって、テロワールのトップランナーになりませんか、こういった問いであります。再度この辺のところの考え方を伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 先ほどの答弁と重なる部分ございますけれども、また、9月の多分、前回の議会の中でまさに八木議員さんからもご指摘頂いたと思うんですけれども、シビックプラ

イド、あるいは町民がこの町に誇りを持たないでどうするんだというようなご指摘も頂いた中で、私も本当にそのとおりで思っております。この町のよさをアピールしていくときに、一番大事なのは町民自身が、この町に誇りを持って私たちの町は素晴らしいところだと、言い切れることが大事だと思っております。そのために何が素材となり材料となるかといいますと、この美瑛の風土をそのものでございますけれども、それを一言でどういう単語に置き換えていくかというテロワールというのは、一つ適切な言葉でぴったり当てはまるのかなという思いは、八木委員さんとともに同じ思いを持っているところでございます。でございますので、キーワードとして、使っていくということは非常に有効であると考えておりますし、美しい村、取組、スマートテロワールそのものでございますので、先駆的にそこをスタートしたという地でもございます。各地でテロワール何とか私も調べましたら、ほかにも何か岩手県二戸テロワールとか福岡県、うきはテロワール等とあるようでございます。負けてるわけにもいきませんので、美瑛町のこれからのシティプロモーションの中でテロワールという概念をより強く押し出して美瑛町のそのことによって美瑛町の風土のよさというものを、より一層アピールをしてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 10番、八木議員。

○10番(八木幹男議員) 八木です。これは付け加えるという意味でちょっと蛇足な考え方かもしれないんですけども、やはりこのトップランナーを目指してほしいと、こういった思いであります。1番人々の記憶に残るのはトップ1番だけで、2番、3番目は記憶に残らない、こういった考えであります。はるか昔ですけども、スーパーコンピュータ富岳の議論されていたときの国会の議論の中で、1番じゃ駄目なんですかと、こういった議論がありましたけれども、トップランナーでないと駄目なんです。日本で1番高い山は富士山ですが、2番目に高い山は問われたら多分わかんないと思います。それから日本で1番大きい湖は琵琶湖ですけども、2番目はどこかと問われたら多分答えられない、こういったこともあり、トップランナーを目指してほしい。これは蛇足です。こんなところもちょうと頭に入れていただきたいなど。時間も限られてますんで最後質問させていただきます。先日、東京びえい会の参加者の状況を見まして、ちょっと不安を感じた、こういったところからであります。美瑛町出身者が参加者の中で40.5%、それからファン会員の方が59.5%、こういったことでありがたいことなんですけども、ファン会員のほうが増えている一方、美瑛町の出身者は高齢化とともに減少傾向にあると。若者がいない、ちょっと危機感を持ったところからあります。そんなところから美瑛版テロワールという理論体系をもとに、浦幌町で取り組んでいる浦幌スタイル、こういったものの展開にもっていけないかなと、こういう思いであります。この浦幌の事業を見ていきますと、浦幌スタイルで取り組む五つの事業とこういったことを取上げておられまして、地域への

愛着を生む事業、農村つながり体験事業、子どもの思い実現事業、若者の仕事創造事業、こういったことが挙げられまして、やはり中学を出てから本町においては、旭川に出たり、いろいろありまして、それから大学進学になると多分、東京、関東方面、あるいは大阪方面、京都、こういった形になろうかと思えますけれども、その子供たちにやはり美瑛の魅力をきっちり伝えていくべきであると、こういったところからまた、ずっと、中学、高校出てからも美瑛とのつながりを持てるような仕組みづくり、これは前回も話しましたんで、ちょっと重複しますが、その辺のところの詰める段階に来てるかと思えますので、その辺の考え方を再度お伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 制限時間過ぎてますので、町長の答弁簡明にお願いいたします。

○町長(角和浩幸君) トップランナーを目指す気概で取り組んでまいりたいと思います。また、若者の愛着心等の醸成でございますけれども、一つは、やはり、美瑛町の魅力そのものを伝えていくということと、ふるさと会の取組としては例えばデジタル会議という新しい取組もあろうかなと思っておりますので、様々な観点から、若者をずっとふるさと美瑛と結びついていただくそういう取組を検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長(野村祐司議員) これで10番議員の質問を終わります。これで通告のありました質問は全て終了いたしました。これをもって一般質問を終わります。午前11時5分まで休憩いたします。

休憩宣言(午前10時52分)

再開宣言(午前11時05分)

○議長(野村祐司議員) 休憩前に続き、会議を再開いたします。

日程第3 議案第1号 美瑛町観光振興基金条例の制定について

○議長(野村祐司議員) 日程第3、議案第1号、美瑛町観光振興基金条例の制定についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

高島商工観光交流課長。

(商工観光交流課長 高島 和浩君 登壇)

○商工観光交流課長(高島和浩君) 議案第1号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては1頁及び2頁になります。条例の制定要旨は別冊資料の1頁になります。今回の条例の制定につきましては、青い池駐車場の駐車料金の一部を積立て、青い池の管理運

営及び本町の観光振興に適正に運用するため、新たに条例を制定するものです。

最初に議案を朗読させていただき、その後条例制定の趣旨、規定の内容などについて説明いたします。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは別冊資料の条例の制定要旨によりご説明をさせていただきます。別冊資料の1頁になります。1の制定の要旨につきましては、冒頭の提案理由でご説明したとおりですので省略させていただきます。

2の制定の概要につきましては、本条例は第1条の設置から委任までの全7条で構成されております。第1条につきましては、基金の設置について規定しております。第2条につきましては、基金の積立て額について規定しております。第3条につきましては、基金の管理方法について規定しております。第4条につきましては、基金の繰替運用等について規定しております。第5条につきましては、基金の運用益金の処理方法について規定しております。第6条につきましては、基金の処分方法について規定しております。第7条につきましては、基金の管理に関し必要な事項の委任について規定しております。

附則につきましては施行期日について規定しております。

議案集の2頁に戻り、附則からになります。附則、この条例は公布の日から施行する。以上で議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。議案第1号について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号の審議については、産業経済常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、議案第1号の審議は、産業経済常任委員会付託の閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

日程第4 議案第2号 美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

○議長(野村祐司議員) 日程第4、議案第2号、美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

新村総務課長。

(総務課長 新村 猛君 登壇)

○総務課長(新村 猛君) 議案第2号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は3頁から6頁まで、条例の一部改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の2頁から6頁までになります。今回の美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正は、美瑛町職員の給与に関する条例に規定する給料表に準拠し、会計年度任用職員の給与改定を行うため、本条例の一部を改正するものです。

初めに議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容のご説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

別冊資料によりご説明いたします。別冊資料の2頁になります。1の改正要旨につきましては、冒頭の提案理由でご説明したとおりですので、ご説明を省略いたします。

2の改正概要ですが、会計年度任用職員の給料表別表第1について、美瑛町職員に準ずる給料月額となるよう改正するものです。

3の施行期日ですが、令和6年1月1日から施行となります。3頁から6頁までの新旧対照表のご説明は省略いたします。資料によるご説明を終わり、議案に戻ります。

議案集の6頁の附則からになります。附則、この条例は令和6年1月1日から施行する。以上で議案第2号の提案理由のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 美瑛町勢除税条例の一部改正について

日程第6 議案第4号 美瑛町都市計画税条例の一部改正について

○議長(野村祐司議員) 日程第5、議案第3号、美瑛町勢除税条例の一部改正についての件、

日程第6、議案第4号、美瑛町都市計画税条例の一部改正についての件を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

川合税務課長。

(税務課長 川合 美智代君 登壇)

○**税務課長(川合美智代君)** 議案第3号の提案理由についてご説明いたします。議案集は7頁から8頁、改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の7頁から9頁までです。今回の改正は、令和7年度を目標に、総務省が進めている税務システムの標準化に対応するため、本条例の一部を改正するものです。

最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容について説明いたします。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、改正内容を資料により説明いたします。資料は7頁になります。1の改正の要旨は冒頭で説明したとおりです。

2の改正の概要ですが、個人住民税及び固定資産税の納期を現行の7期から4期に改めます。それに伴い、固定資産税及び都市計画税の合算額が4,000円未満となる場合の取扱いと、納税通知書に記載すべき納付額に係る改正を行います。新旧対照表は8頁からになりますので、ご参照ください。

それでは議案集の8頁、上から7行目の附則になります。附則、施行期日、この条例は令和7年4月1日から施行する。以下、第2条からの朗読は省略させていただきます。以上で議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第4号の提案理由についてご説明いたします。議案集は9頁と10頁、改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の10頁から11頁までです。今回の改正は、令和7年度を目標に、総務省が進めている税務システムの標準化に対応するため、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読させていただき、その後改正内容について説明いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に改正内容を資料により説明いたします。資料は10頁になります。1の改正の要旨は冒頭で説明したとおりです。

2の改正の概要は、都市計画税の納期について7期から4期に改めるものです。新旧対照表は11頁ですので、ご参照願います。

それでは議案集の9頁、下から4行目の附則になります。附則、施行期日、第1項、この条例は令和7年4月1日から施行する。以下第2項からの朗読は省略させていただきます。以上

で議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員）これから質疑を行います。

初めに、2案件に関連する事項について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで2案件に関連する総括質疑を終わります。

○議長（野村祐司議員）次に、議案第3号について質疑を行います。

（「はい」の声）

5番、保田議員。

○5番（保田 仁議員）5番、保田です。それでは第3号議案について質問をいたします。改正の要旨今の議案説明、受けましたけれども、総務省が進めている税務システムの標準化に対応するためというところで、改正の概要につきましては、納期を現行の7期から4期に改めるという改正の内容ですけれども、国が進める地方公共団体の情報システムの標準化の一環として行われるのかなという風には理解しているんですが、自治体特にデジタルDXの推進の観点からも積極的に推進が図られるべきなのかなという風にも思っておりますが、税務システムのですね標準化に伴ってですね、町民が受けるメリット、それとデメリットですかね、そういったものをちょっとお伺いをいたします。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員）川合税務課長。

○税務課長（川合美智代君）町民の方が受けるメリットですけれども、払込みにその方の生活状況によっては、7期じゃなくて回数が少ないほうがいい。払込み回数が少ないほうが手数料が少なくて済むという、回答もございます。またですね、標準化に合わせて今、システムの運用でフィットアンドギャップっていうのをやってるんですけれども、標準化の業務に合うものと合わないものと、そういうシステムで今やってるんですけれども、納期が多いとどうしてもそのギャップが大きくなるということで、システムの安定的な運用が図られるというメリットがあります。もしこれが不安定化するとですね、大きなインシデントにもなりかねませんので、ここは標準化に合わせて4期にしたほうが、税行政の安定性を図って税の賦課業務に関する信頼性をそのまま維持していきたいと考えております。デメリットなんですけれども、これは1期当たりの負担感が増すということで、総額は変わらないんですけれども、やはり1期当たりの負担感が増すというお声は頂いております。それにつきましてはですね、今まで以上に納税相談に応じるとかして、丁寧に対応していきたいと考えております。以上です。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員）5番、保田議員。

○5番（保田 仁議員）5番でございます。住民税の納期の変更ということで、7期から4期

になるっていうことであれば、倍増まではしませんけどやや近い1期当たりの納入金額が増えるというところで、税務課のほうでですね、今年の9月10月に、町民コメント実施しております。その資料もちょっと頂いておりました。いろいろホームページですとか、電子メール、それからファクスですとか、役場の閲覧ですとかそういったいろいろな方法でですね、そういった町民コメントを集めていただいて、19件ほど集まったという風に報告を頂いておりますけれどもその中でですねいろいろ、意見あるんですが、やっぱり辛いですとか、1期当たりの納入額が増える。中にはですねやっぱり生活ができなくなるというようなご意見もあつたりですね。相当数、やっぱり期別の納入額が増えるということに対する抵抗感というんでしょうかね、があるのかなという風に思っております。

それでですね、これ税務システムを標準化するってことは全然、これからメリットもいっぱいあるのでいいかなと思うんですが、それに伴って7期を4期にしなければいけないのか、7期のままで残せるのかっていうところがあると思うんですが、できればですねそういった方の便宜を図る上でも7期を残すってような方法もですね、検討すべきではないのかなと思いますが、そのところをお伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 川合税務課長。

○税務課長(川合美智代君) 7期と4期の並行というのは、今のシステム上無理だと考えております。ただ、納税相談によっては分割の支払い方法にも丁寧に応じてまいりたいと思いますので、引き続き不安感の払拭に努めるようにしてまいりたいと思っております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 5番保田議員。

○5番(保田 仁議員) 保田です。やはり倍増する。金額が1期あたり倍増するっていうようなことで、かなり、先ほど言いましたけど、負担感が多いということでそこら辺のですねどうしても4期にしなければいけないと、するほうがいいという、可決されるということであればですね、やはり、町民に対する周知ですとか、それから寄り添っていただくだとか、それからきめ細かな対応をしていただくだとかそういったところをですね、充実させて、今後町民の抵抗がないようにですね、負担感を感じないような寄り添い方を今後していただきたいとそんな風に思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 川合税務課長。

○税務課長(川合美智代君) 議員ご指摘のとおりですね、やはり負担感が大きくなるというご指摘は真摯に受け止めさせていただきたいと思っております。ただですね、施行期日、令和7年4月1日ということで、1年間置いておりますので、十分に周知して広報に努めてまいりた

いと思っております。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑を許します。議案集の9頁及び10頁、改正条例全文についての質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論及び採決を行います。討論及び採決については、1件ずつ進めてまいります。初めに、議案第3号美瑛町税条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

（「ない」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第3号の件を採決します。議案第3号美瑛町税条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。次に議案第4号、美瑛町都市計画税条例の一部改正についての件について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第4号の件を採決します。議案第4号、美瑛町都市計画税条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 美瑛町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

○議長（野村祐司議員） 日程第7、議案第5号、美瑛町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「なし」の声）

高木保健福祉課長。

(保健福祉課長 高木 比斗志君 登壇)

○保健福祉課長(高木比斗志君) 議案第5号の提案理由につきましてご説明させていただきます。議案集につきましては、11頁になります。条例改正の要旨及び新旧対照表につきましては、別冊資料の12頁から15頁になります。今回の条例改正につきましては、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に対する基準である、平成26年度を内閣府令の改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

最初に議案を朗読させていただきますその後、改正内容につきましてご説明させていただきます。では、朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

それでは別冊資料の12頁の条例の改正の主旨より説明させていただきます。1の改正要旨につきまして先ほど説明させていただきますので省略させていただきます。

2の改正の概要でございますが、基準府令の条例の従うべき、基準府令が条例の従うべき基準とされているため、改正内容に準じて規定及び用語の整理を行うものです。

施行期日は公布の日からとなります。新旧対照表の説明につきましては、13頁から15頁になってございますので、ご高覧をお願いいたします。

議案集に戻ります。11頁の附則からとなります。附則、この条例は公布の日から施行する。以上、議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第5号の件を採決します。議案第5号、美瑛町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 美瑛町観光センター条例の一部改正について

○議長(野村祐司議員) 日程第8、議案第6号、美瑛町観光センター条例の一部改正について

の件を議題と致します。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

高島商工観光交流課長。

(商工観光交流課長 高島 和浩君 登壇)

○**商工観光交流課長(高島和浩君)** 議案第6号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。

議案集には、12頁から15頁までになります。改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料の16頁から20頁までになります。今回の美瑛町観光センター条例の一部改正につきましては、美瑛町観光センターをネイチャーセンターとしても活用するため、本条例の一部を改正するものです。

最初に議案を朗読させていただき、その後、資料に基づき、改正内容について説明をいたします。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

別冊の資料により説明させていただきます。別冊資料の16頁になります。1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由でご説明したとおりですので省略させていただきます。

2の改正の概要につきましては、第4条から第13条までに施設の使用に関する規定を、第14条に損害の賠償に関する規定を、第15条に入館等の再制限に関する規定を、第16条に指定管理に関する規定を追加するものです。

3の施行期日は令和6年4月1日となります。別冊資料17頁から20頁までの新旧対照表の説明は省略させていただきます。

議案集の14ページに戻り、附則からになります。附則、施行期日、1、この条例は令和6年4月1日から施行する。以下、附則2の朗読は省略いたします。以上で議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○**議長(野村祐司議員)** これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「はい」の声)

4番、興柶議員。

○**4番(興柶勝也議員)** 今の条例改正ですけども、もともとここっていうのはネイチャーセンターとしてDMOのような役割を果たしていた人がいて、それをビルケができたからあっちに利便性が高いということで、持って行って空きができた空間なんですよ。だからもともとやっていたもので何か条例改正必要、もともとやっていたものをまたやるっていうのに対して、条例改正が必要だったのかっていうのがちょっと疑問なんですか、お伺いします。

(「はい」の声)

○**議長(野村祐司議員)** 高島商工観光交流課長。

○**商工観光交流課長（高島和浩君）** 今のもともとネイチャーセンターであったのではないかということのご質問だと思いますけども、もともと観光センターにつきましてはここで観光協会によります観光案内所としての機能を持ってまして、合わせて白金温泉組合と、それから白金の簡易郵便局がこの中で入っていたということで主に観光案内を行っていたということです。ビルケができた際にですね、観光案内所をビルケのほうに移しまして、ここでは観光案内は行っていなかったので今回改めて、ここでのネイチャーセンターとしての機能を持たせると、そういうことです。以上です。

（「はい」の声）

○**議長（野村祐司議員）** 4番、興柁議員。

○**4番（興柁勝也議員）** っていうか、新たについていうか今までやっていたもので、あそこではDMOみたいなことをやっていたんで、それを改めてまた戻すのに、条例改正って繰り返しますけど、条例改正必要ないんじゃないですか。それとこれ見てみると何かかなり、町長がっていう、町長の権限がかなり新しく加わってるんですけども、何でこういうことが必要になるのか。そこら辺のちょっとね開発のビジョンというのはどんな風にやっていきたい、やっていこうと思ってるのかちょっと見えていないので、この条例でどんな風な形にしていきたいのかっていうのをちょっとお伺いします。

（「はい」の声）

○**議長（野村祐司議員）** 高島商工観光交流課長。

○**商工観光交流課長（高島和浩君）** 観光センターもともとDMOのようなネイチャーセンターをやっていたのではないかということなんですけども、もともとは当時観光センターがあった際はDMOというもちろん仕組みありませんし、観光協会としては観光案内という機能を持たせていたということです。それから今回のこの条例の改正につきましては一つは第16条に指定管理に関する規定を追加しておりますので、その他の条例についてはこの指定管理に合わせたそれぞれの規定必要となる規定を追加しております。

今後ですね白金のビジョンというところなんですけども、白金温泉でですね、今滞在型観光ということを考えておりまして、より滞在型観光が行えるようにですね、ここをネイチャーセンターとして活用していくということに対しその中で、そういうことができる事業者も指定管理として考えていく、その件検討を行うためにこの条例を改正するというものです。以上です。

○**議長（野村祐司議員）** ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第6号の件を採決します。議案第6号、美瑛町観光センター条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 美瑛町地域資源活用総合交流促進施設条例の一部改正について

○議長(野村祐司議員) 日程第9、議案第7号、美瑛町地域資源活用総合交流促進施設条例の一部改正についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

高島商工観光交流課長。

(商工観光交流課長 高島 和浩君 登壇)

○商工観光交流課長(高島和浩君) 議案第7号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては、16頁になります。改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料の21頁及び22頁になります。今回の美瑛町地域資源活用総合交流促進施設条例の一部改正につきましては、施設の運営経費が著しく上昇していることから、本条例の一部を改正するものです。

最初に議案を朗読させていただき、その後、資料に基づき改正内容について説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

続いて別冊の資料により説明させていただきます。別冊資料の21頁になります。1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由でご説明したとおりですので省略させていただきます。

2の改正の概要につきましては、別表中2宿泊施設の宿泊料の上限を1万3,000円から2万3,000円とするものです。

3の施行期日は公布の日からとなります。別冊資料22頁の新旧対照表の説明は省略させていただきます。

議案集の16頁に戻り、附則からになります。附則、この条例は公布の日から施行する。以上で議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第7号の件を採決します。議案第7号、美瑛町地域資源活用総合交流促進施設条例の一部改正についての件を原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 美瑛町体験交流住宅条例の一部改正について

○議長(野村祐司議員) 日程第10、議案第8号、美瑛町体験交流住宅条例の一部改正についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

高島商工観光交流課長。

(商工観光交流課長 高島 和浩君 登壇)

○商工観光交流課長(高島和浩君) 議案第8号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。

議案集につきましては、17頁になります。改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料の23頁及び24頁になります。今回の美瑛町体験交流住宅条例の一部改正につきましては、昨今の物価上昇を鑑み、また、当該施設と同種の町内民間施設との均衡を図るため、本条例の一部を改正するものです。

最初に議案を朗読させていただき、その後、資料に基づき改正内容について説明をいたします。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

続いて別冊の資料により説明させていただきます。別冊資料の23頁になります。1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由でご説明したとおりですので省略させていただきます。

2の改正の概要につきましては、別表中、使用料の上限を5万1,000円から10万円とするものです。

3の施行期日は公布の日からとなります。別冊資料24頁の新旧対照表の説明は省略させていただきます。

議案集の17頁に戻り、附則からになります。附則、この条例は公布の日から施行する。以上で議案第8号の提案理由の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「はい」の声)

質疑なしと認めます。これ質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「はい」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第8号の件を採決します。議案第8号、美瑛町体験交流住宅条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 美瑛町青い池駐車場条例の一部改正について

○議長(野村祐司議員) 日程第11、議案第9号、美瑛町青い池駐車場条例の一部改正についての件を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

高島商工観光交流課長。

(商工観光交流課長 高島 和浩君 登壇)

○商工観光交流課長(高島和浩君) 議案第9号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては、18頁及び19頁になります。改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料の25頁から27頁までになります。今回の美瑛町青い池駐車場条例の一部改正につきましては、駐車料金に係る自動精算機の導入に伴い、駐車料金を見直すため、本条例の一部を改正するものです。

最初に議案を朗読させていただき、その後資料に基づき改正内容について説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

別冊の資料により説明させていただきます。別冊資料の25頁になります。1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由でご説明したとおりですので省略させていただきます。

2の改正の概要につきましては、別表中、マイクロバスとバスの区分を統合し、新たに大型自動車とするものです。備考については、乗車定員で定義していた規定を車両の長さで定義するとともに、牽引車の定義を追加するものです。

3の施行期日は、規則で定める日からとなります。別冊資料26頁及び27頁の新旧対照表の説明は省略させていただきます。

議案集の19頁に戻り、附則からになります。附則、この条例は規則で定める日から施行する。以上で議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「はい」の声)

4番、興梠議員。

○4番(興梠勝也議員) 4番、興梠です。今回改正の理由が自動精算機の導入に伴いとありますけれども、その前にこれまず町民の利用をどうするかっていうのはもう無料になっている町民の利用をどうするかとか、その辺の話もまだ全然出てきてないんで、条例改正する前にそういった話が先なんじゃないですか。ちょっとお伺いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) 条例を改正する前に町民のということなんですけども、あくまでも今回は条例改正の部分、改正の中に改正で一部改正を行いまして、町民の部分についてはもともとあります減免の扱いというところでの規定になりますので、今回については必要な所について改正を行ったということです。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠議員。

○4番(興梠勝也議員) いや、利用状況を考えるから、これ条例改正するんですよね。それだったら町民の利用っていうのも考えてからこれ条例つくっていかないと、何か抜けてしまう部分があるんじゃないでしょうか。もう一度、町民の利用をどうするのかっていうのをもう一度今どう考えていらっしゃるのかお伺いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) 町民の方ですね、利用についてこれまで減免だった部分をどうするのかというところだと思いますけども、これは議員協議会の中でも説明させていただきましても、同じく、町民の方についても減免の扱いを続けていくという方針でありまして、議員協議会の中でもですね、それが町民の方がですね事務的に煩雑にならないように、いかにこうストレスなくできるかというところの整理をするようにということでありましたので、その辺の整理についてはですね、我々のほうで考えて行っているということで今回の改正の部分については特に、その部分とは改正の条文としてはないということです。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠議員。

○4番(興梠勝也議員) 4番、興梠です。これからもずっと町民は減免するという形だったら、条例の中にもきちんと謳っていてもよろしいんじゃないですか。これから減免するという形での考え方、それは今回入っていないのでお聞きしてるんですけども、条例の中に、町民は減免っていう項目をきちんと入れるっていう形は考えてらっしゃらないんでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) 町民の方ですね減免の部分につきましては、もともとあった条例の中でですね、駐車料金の減免という部分で判断しておりますので、これからもこの条文の中で条例に従ってですね、減免できるという風に考えております。以上です。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

12番、山本議員。

○12番(山本賢一議員) 12番、山本です。今回の価格改定なんですけれども、先ほど説明の中で、マイクロバスを大型車にするというようなことなんですけれども、実際これ大型車の規格で言えば、長さ12m、幅が2.5、高さが3.8mという規格でして、マイクロバスの大きさでいきますと長さ7m、幅2.1、高さ2.8mということですので、この場合からいくと大体長さでいうと半分ぐらいなわけです。その中でこの2,000円という形での料金を一体化してですねこの料金設定するというのは、ちょっとこれ高いんじゃないかっていう、バス会社ですとか旅客会社からこういうクレームが来そうな感じがするんですけれども、それについての認識はどうでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) 今回の改正でですね、マイクロバスについては大型自動車というところに一元化したというところなんですけれども、これまではですね、これまでの条例でいきますと乗車定員に応じてですね、それぞれの区分に分けていたということなんですけれども、実際これ今管理している事業者等々ですね、これまでも何度も話を重ねていく中で、まずマイクロバスについてもですね、今まで普通の普通自動車の区画に停めるわけではなくですね、結局マイクロバスも同じバスの区画に停めていくというところが一つありましてマイクロバスも、結局はバスと同じ場所に停めていくというところがまず一つあります。それと区画がですね今約5m50で切ってますので、マイクロバスはどうしても止められないというところがあります。また今回のこの見直しを行った一つの経過としては、実際にお金を集めている事業者の方々がですね、マイクロバスでもですね、座席で分けるもんですから、マイクロバスの例えばキャンピングカーみたいなタイプになると、座席が4とかってなってしまうので、どんなにでかいマイクロバスでこられてもですね、座席でいくと普通自動車になってしまうとかですね。そういうパターンがあったりですね、マイクロバスと7mで、座席数が29人以下とかだとマイクロバスの扱いなんですけれども、これがまた大型バスと差がぱっと見て分からないというのがあったりですね、ハイエースが今まで普通自動車って10人以下という設定をし

てあるんですけども、ハイエースの5m38cmのハイエースの中には、14人乗りがあったりですね、非常に座席数であると徴収が非常に困難になるということで、かねてからこれをぱっと見て分かるように長さでならないのかと。結局は同じ区画というかですねバスと同じ区画を使っているならば、そういう分けにしてほしいと。ちょっと、その辺の徴収事業者とのですね、この煩雑さをいかに解消するかという話合いの中でもこの話を出てまして、今回の自動精算を行うという過程の中でもですね、あまり、種類を増やすとですね、非常に設備投資等もいろいろありまして、その中で1番、影響の少ないマイクロバスを大型自動車に統合したということです。以上です。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これ質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第9号の件を採決いたします。議案第9号、美瑛町青い池駐車場条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩といたします。

休憩宣言（午前11時53分）

再開宣言（午後1時00分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

日程第12 議案第10号 令和5年度美瑛町一般会計補正予算（第6号）について

日程第13 議案第11号 令和5年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算（第4号）について

日程第14 議案第12号 令和5年度美瑛町水力発電事業会計補正予算（第2号）について

日程第15 議案第13号 令和5年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第3号）について

○議長（野村祐司議員） 日程第12、議案第10号、令和5年度美瑛町一般会計補正予算（第6号）についての件、日程第13、議案第11号、令和5年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算（第4号）についての件、日程第14、議案第12号、令和5年度美瑛町水力発電事業会

計補正予算（第2号）についての件及び日程第15、議案第13号、令和5年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第3号）についての件を一括議題といたします。これから各議案の各議案の提案理由の説明を求めます。初めに、議案第10号についての提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 新村総務課長。

（総務課長 新村 猛君 登壇）

○総務課長（新村 猛君） 議案第10号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は20頁から47頁までになります。今回の補正の主なものは、障害者自立支援給付費等の追加、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による物価高騰対策事業実施に伴う追加、天人峡地区の旧グランドホテルの解体及びその後の公園整備に係る事業費負担金の追加、丘のまちびえいまちづくり基金積立金の追加、町立病院事業会計の経営安定化のための補助金の追加、その他事業費確定に伴う減額などであります。はじめに議案条文を朗読し、その後、内容をご説明いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに歳出からご説明いたします。議案集の30頁になります。歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目職員給与費、補正額1,006万6,000円の減額。説明欄（1）職員手当は、時間外勤務手当の実績見込みによる1,868万4,000円の追加。（2）退職手当組合負担金は、定年引上げ制度改正に伴う定年退職者数の減少見込みによる負担率の変更に伴う2,875万円の減額です。

第2目一般管理費、補正額74万6,000円の追加、説明欄（1）職員研修事業は、実績見込みによる80万3,000円の減額。（2）一般管理事業は、特別職旅費の実績見込みによる104万9,000円の追加。（3）慶弔餞別費は、特別功労者のご逝去に伴う弔慰金で50万円の追加です。

第3目広聴広報費、補正額60万円の減額。印刷製本費の入札減による減額です。

第4目車両管理費、補正額32万9,000円の減額。公用車燃料費の実績見込み及び公用車購入の入札減による減額です。

第5目財産管理費、補正額547万8,000円の減額。説明欄の各事業の事業費確定による減額です。32頁になります。

第7目地域振興費、補正額69万3,000円の追加。説明欄1の（1）関係人口創出事業は、関西でのイベント開催等に伴う職員旅費45万円の追加。2の（1）地域振興管理事業は、実績見込みによる職員旅費24万3,000円の追加です。

第8目地域おこし協力隊事業費、補正額380万4,000円の減額。地域おこし協力隊の

退職等による減額です。

第9目移住対策費、補正額126万6,000円の減額。説明欄(1)移住対策事業は事業費確定による19万円の減額。(2)定住促進住宅管理事業は、定住促進住宅の水抜き栓新設による工事費32万4,000円の追加。(3)UIJターン新規就業支援事業は、事業費確定による140万円の減額です。

第10目交通安全対策費、補正額35万円の減額。交通指導員の各種イベント等への出勤回数による減額です。第14目諸費、補正額1,709万2,000円の追加。説明欄1の

(1)地域情報通信基盤管理運営事業は、光ケーブル支障移転工事及び増設工事費用で485万円の追加です。34頁になります。説明欄2の(1)開拓記念式典事業は、表彰者数の確定及び、祝賀会未実施による40万4,000円の減額、(2)まちづくり寄附管理事業は、まちづくり寄附の件数増に伴う返礼品及び宅配料に要する費用274万6,000円の追加。3の(1)過年度歳入過誤納還付金は、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金、法人税及び個人住民税等の還付予定額と予定額分で990万円の追加です。

第2項徴税费、第1目税務総務費、補正額53万9,000円の追加、説明欄(1)税務総務管理事業は、確定申告業務等事務補助員の配置及び会計年度任用職員の給与改定に伴う追加。

(2)上川広域滞納整理機構負担金は、本年度引継額確定及び前年度負担金の精算による追加です。

第3項戸籍住民登録費、第1目戸籍住民登録費、補正額25万円の追加。旅券電子申請審査用端末整備に係る備品購入費の追加です。

第4項選挙費、第3目町長町議会議員選挙費、補正額1,644万4,000円の減額。事業費確定による減額です。

36頁になります。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額1億2,532万4,000円の追加。説明欄(1)社会福祉施設等物価高騰対策事業は、物価高騰により運営経費が増加している社会福祉施設等に対して、経営の安定化支援を行う事業費、415万5,000円の追加。(2)住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、12月補正分は、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり7万円を給付する事業費1億2,116万9,000円の追加です。

第2目高齢者福祉費、補正額11万6,000円の追加、説明欄(1)老人福祉管理事業及び(3)敬老会事業は事業費確定による減額。(2)介護サービス利用料軽減助成事業は、介護サービス利用者の増加に伴う助成金250万円の追加。(4)訪問看護ステーション利用料軽減助成事業は、訪問看護利用者の増加に伴う助成金31万4,000円の追加。(5)老人福祉措置費は、被措置者死亡に伴う措置費200万円の減額です。

第3目障害者福祉費、補正額9,357万8,000円の追加、説明欄(1)障害者福祉管

理事業は、障害福祉サービス等報酬改定に伴う自立支援システム改修業務委託料33万円の追加。(2) 障害者自立支援給付費は、障害者自立支援給付の増に伴う扶助費1億2,000万円の追加。(3) 障害児施設措置費は、障害児施設措置の増に伴う扶助費1,900万円の追加。

(4) 地域生活支援事業は、手話通訳者派遣件数の増に伴う、報酬及び費用弁償の追加。移動支援事業利用見込みの増に伴う委託料の追加、地域活動支援センター事業利用見込みの増に伴う委託料の追加で49万8,000円の追加。(5) 障害者グループホーム施設整備補助事業は、本年度、グループホーム施設整備見送りに伴う補助金4,625万円の減額です。

38頁になります。第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額2,931万5,000円の追加。説明欄(1) 児童手当支給事業は、決算見込みによる529万5,000円の減額。

(2) 施設型給付給付費事業は、決算見込みによる3,701万円の追加。(3) 出産子育て応援交付金事業は、交付金支給対象者見込み減による240万円の減額です。

第2目保育所費、補正額39万5,000円の追加。燃料価格高騰に伴う追加です。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目医療扶助費、補正額700万円の追加。重度心身障害者医療給付費、独り親家庭等医療給付費及び乳幼児等医療給付費の増に伴う扶助費の追加です。

第6目環境衛生費、補正額49万8,000円の減額。説明欄(1) 大雪葬斎組合負担金は、組合一般経費の減額による74万8,000円の減額。(2) 公衆浴場、確保対策補助事業は、燃料価格高騰による経常的経費が増加している公衆浴場に対して、事業継続経営安定化支援を行う事業費25万円の追加です。

第7目墓地管理費、補正額18万8,000円の減額。委託料確定に伴う減額です。

第1目、清掃総務費、補正額44万2,000円の減額。説明欄(1) 清掃管理事業は、印刷製本費の確定による36万1,000円の減額。(2) 大雪清掃組合負担金は、前年度ごみ搬入量及び人口実績での精算による8万1,000円の減額です。

40頁になります。第3目し尿処理費、補正額182万円の減額。事業費確定による減額です。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費、補正額2万6,000円の追加。会計年度任用職員の給与改定に伴う追加です。

第2目農業振興費、補正額8,055万1,000円の追加。説明欄(1) 農産物直売交流施設管理運営事業は、事業費確定による13万円の減額。(2) 農業物価高騰対策支援事業は、農業物価の高騰に伴う生産者の負担軽減により、次期作に向けた支援を行う事業費3,351万円の追加。(3) 畑地化促進事業は、事業費の割当て内示による4,682万6,000円の追加。(4) 環境保全型農業直接支払い交付金は事業量の増加による34万5,000円の追加です。

第3項林業費、第2目町有林管理費、補正額15万1,000円の追加。流木搬出作業道の

補償に要する資材費の追加です。

第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額2,016万3,000円の追加。物価高騰の影響を受けている町民生活の支援及び町内経済の活性化を図るため実施する電子商品券発行に伴う事業費の追加です。

42頁になります。第3目観光費、補正額1億600万4,000円の追加。説明欄(1)観光協会補助金は、農業と観光の両立と観光マナー向上を目指したキャンペーン映画の作成費用に要する補助金、300万円追加。(2)体験交流住宅管理運営事業は、宿泊客、稼働日数増に伴う委託料25万円の追加。(3)自然の村キャンプ場再整備事業は事業費確定による224万2,000円の減額。(4)天人峡地区公園整備事業負担金は、天人峡地区の自然や景観を守るための整備事業に要する負担金1億499万6,000円の追加です。

第2項文化スポーツ振興費、第2目生涯学習推進費、補正額151万2,000円の追加。地域人材育成研修施設の電気料増及び利用者増に伴う追加です。

第3目町民センター費、補正額216万円の追加、町民センターの電気料増及び暖房機オイルサービスタンクの故障による修繕工事に伴う追加です。第8款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路維持修繕費、補正額292万7,000円の減額。事業費確定による減額です。

第2目道路新設改良費、補正額5,003万6,000円の減額。説明欄の各道路改良舗装事業の事業費確定による減額です。

44頁になります。第5項住宅費、第2目住宅建設費、補正額192万5,000円の減額。説明欄の各事業の事業費確定による減額です。

第9款消防費、第1項消防費、第1目消防費、補正額1,146万3,000円の減額。大雪消防組合負担金の減額です。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額80万円の減額。会計年度任用職員の費用弁償の実績見込みによる減額です。

第3目学校給食費、補正額190万6,000円の追加。美瑛小学校給食室の機器故障に伴う修繕費、38万円の追加。給食調理員の確保に伴い、一部不要となった人材派遣委託料346万7,000円の減額。給食材料費の高騰による学校給食無償化交付金の実績見込みに伴う499万3,000円の追加です。

第2項小学校費、第1目学校管理費、補正額306万8,000円の追加。説明欄(1)小学校施設改修事業は、事業費確定による22万9,000円の減額。(2)小学校管理運営事業は、実績見込みに伴う電気料150万円の減額。美瑛小学校消防用設備故障等による修繕料139万7,000円の追加。(3)学校保健特別対策事業は、各小学校における効果的な換気対策を実施するための修繕料170万円の追加。換気対策備品購入費170万円の追加です。

46頁になります。第3項中学校費、第1目学校管理費、補正額155万1,000円の減

額。説明欄（１）中学校管理運営事業は、実績見込みに伴う電気料３５０万円の減額。美瑛中学校体育館ステージ吊り物等昇降用ウインチ修繕料５８万９，０００円の追加。（２）学校保健特別対策事業は、各中学校における効果的な換気対策を実施するための修繕料１２０万円の追加。換気対策備品購入費１６万円の追加です。

第４項社会教育費、第３目図書館費、補正額５２万９，０００円の減額。委託料の確定に伴う減額です。

第１２款諸支出金、第１項普通財産取得費、第９目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額１億６１２万７，０００円の追加。９月補正以降のまちづくり寄附金５，８５４件分、１億６１２万７，０００円を、丘のまちびえいまちづくり基金に積み立てる追加です。

第２項公営企業費、第５目病院事業補助金、補正額６，０００万円の追加。町立病院事業会計の経営安定化のための補助金の追加です。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明いたします。議案集の２４頁になります。歳入、第１款町税第１項町民税、第１目個人、補正額２４８万円の追加。現年課税分は営業所得及び譲渡所得額の増による決算見込み額の増に伴う１８５万円の追加。滞納繰越し分は実収入額に応じた決算見込額の増に伴う６３万円の追加です。

第２項固定資産税、第１目固定資産税、補正額２，４３１万円の追加。現年課税分は、償却資産新規取得増加による、決算見込額の増に伴う２，４００万円の追加。滞納繰越し分は実収入額に応じた決算見込額の増に伴う３１万円の追加です。

第１０款地方交付税、第１項地方交付税、第１目地方交付税、補正額４，０８７万７，０００円の追加。これにより１２月補正後の実質の財源留保額は２，６６２万７，０００円となります。

第１２款分担金及び負担金、第１項負担金、第２目民生費負担金、補正額４８万２，０００円の減額。被措置者の死亡による負担金の減額です。

第１４款国庫支出金、第１項国庫負担金、第１目民生費負担金、補正額８，４２７万６，０００円の追加。障害者自立支援及び障害児施設の利用増に伴う負担金６，９５０万円の追加。児童手当支給の決算見込みによる減額及び施設型給付費の追加に伴う負担金１，４７７万６，０００円の追加です。

第２項国庫補助金、第１目総務費補助金、補正額１億８，０１０万９，０００円の追加、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加です。

第２目民生費補助金、補正額１２０万３，０００円の減額。地域生活支援事業の追加に伴う補助金、障害者自立支援給付支払い等システム改修に伴う補助金３９万７，０００円の追加。出産子育て応援交付金事業の実績見込みによる交付金１６０万円の減額です。

第５目土木費補助金、補正額９，６２５万７，０００円の減額。各道路改良舗装事業の事業

費確定による交付金 9,575万7,000円の減額。憩町団地解体事業の事業費確定による交付金50万円の減額です。

26頁になります。第6目教育費補助金、補正額238万円の追加。小・中学校学校保健特別対策事業の事業実施に伴う補助金の追加です。

第15款道支出金、第1項道負担金、第1目民生費負担金、補正額4,307万4,000円の追加。障がい者自立支援給付費及び障がい児施設措置費の増に伴う負担金3,475万円の追加。児童、児童手当支給の決算見込みによる減額及び施設型給付費の追加に伴う負担金、832万4,000円の追加です。

第2項道補助金、第1目、総務費補助金、補正額95万円の減額。パスポート交付事業の事業実施に伴う交付金の追加及びU I J ターン新規就業支援事業の決算見込みに伴う交付金の減額です。

第2目民生費補助金、補正額27万6,000円の減額。地域生活支援事業の追加に伴う補助金の追加及び出産子育て応援交付金事業の実績見込みによる交付金の減額です。

第3目衛生費補助金、補正額165万円の追加。重度心身障がい者医療給付事業ひとり親家庭等医療費給付事業、及び乳幼児等医療給付事業の追加に伴う補助金の追加です。

第4目農林水産業費補助金、補正額4,708万5,000円の追加。環境保全型農業直接支払い交付金の事業量増加に伴う交付金の追加及び畑地化促進事業の割当て内示による追加です。

第17款、寄附金、第1項寄附金第1目寄附金、補正額1億932万7,000円の追加。まちづくり寄附金、5,854件分、1億612万7,000円の追加及び企業版ふるさと納税寄附金10件分320万円の追加です。なお本年度のまちづくり寄附金は11月15日現在で9,751件、1億7,236万2,000円となっております。また、本年度の企業版ふるさと納税寄附金は、11月15日現在で28社、1,010万円となっております。

第21款町債、第1項町債、第2目民生債、補正額4,390万円の減額、障がい者グループホーム施設整備の見送りに伴う起債の減額です。

第3目衛生債、補正額350万円の追加。重度心身障害者医療給付事業、ひとり親家庭等医療給付事業及び乳幼児等医療給付事業の追加に伴う起債の追加です。

第5目商工債、補正額9,190万円の追加。観光地混雑状況可視化システム導入事業に企業版ふるさと納税寄附金を充当したことによる、起債の減額。白金自然の村キャンプ場再整備事業の財源振替に伴う起債の減額及び天人峡地区公園整備事業負担金の追加に伴う起債の追加です。

28頁になります。第6目土木債、補正額5,340万円の追加、各道路整備事業等の起債の追加及び調整に伴う追加です。

第7目教育債、補正額490万円の追加、学校給食費無償化交付金の増に伴う起債の追加です。

次に議案集の23頁になります。第2表地方債補正です。変更前の地方債の限度額合計9億9,470万円から1億980万円を追加し、変更後の地方債の限度額合計を11億450万円とするものです。起債の目的、変更前限度額変更後限度額のみ申し上げ、個別の事業名は省略いたします。第2表地方債補正変更。起債の目的、公共施設等適正管理推進事業、変更前限度額3,870万円、変更後限度額3,600万円。起債の目的、辺地対策事業、変更前限度額1億6,270万円、変更後限度額2億930万円。起債の目的、過疎対策事業、変更前限度額7億360万円、変更後限度額7億6,950万円。合計、変更前限度額9億9,470万円、変更後限度額11億450万円。なお、起債の方法、利率及び起債の方法については、変更はありません。

21頁及び22頁の第1表歳入歳出予算補正のご説明は省略いたします。以上で議案第10号のご説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 次に、議案第11号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

（水道整備室長 岩佐 和男君 登壇）

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第11号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は48頁から49頁になります。今回の補正は、下水道公共枡新設工事の増に伴う工事請負費の追加及び令和4年度打切り決算の認定に伴い、予算第4条の2に定めた未収金、未払金の金額の変更をお願いするものです。初めに議案条文を朗読し、その後、補正内容についてご説明いたします。議案集は48頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、令和5年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。議案集は49頁になります。資本的支出、支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、補正額46万9,000円の追加です。公共枡新設工事の増に伴う工事請負費の追加です。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,188万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額123万3,000円、引継ぎ金582万円及び当年度分損益勘定留保資金1億482万7,000円で補填するものとする。以上で議案第11号の提案理由の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 水道整備室長はそのまま止まってください。

次に、議案第12号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第12号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は50頁から51頁になります。今回の補正は、会計年度任用職員の給与改定に伴う賞与引当金繰入れ額の追加及び令和4年度打切り決算の認定に伴い、予算第4条の2に定めた未払金の金額の変更をお願いするものです。初めに議案条文を朗読し、その後、補正内容についてご説明いたします。議案集は50頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、令和5年度美瑛町水力発電事業会計補正予算説明によりご説明いたします。議案集は51頁になります。収益的支出、支出、第1款電気事業費用、第1項営業費用、補正額1万8,000円の追加です。会計年度任用職員の給与改定に伴う賞与引当金繰入れ額の追加です。以上で議案第12号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 次に、議案第13号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

才川町立病院事務局長。

（町立病院事務局長 才川 育代君 登壇）

○町立病院事務局長（才川育代君） 議案第13号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は52頁から54頁になります。今回の補正につきましては、入院、外来ともに患者予定数が当初予定を下回る見込みとなったため、事業予定量の減員補正と、収益的収入及び支出では、収入においては、入院及び外来患者数の予定量減少などによる医業収益の減額。経営安定化のための医業外収益の増額、支出においては経費の減額補正をお願いするものです。初めに議案条文を朗読し、その後補正内容についてご説明申し上げます。

（議案の朗読を省略する）

次に、議案集54頁の補正予算説明の収益的収入及び支出になります。初めに収益的支出からご説明いたします。第1款病院事業費用、第1項医業費用、第3目経費、補正額1,300万円の減額です。光熱水費につきましては、燃料単価等の実績に伴う減額、賃借料につきましては、派遣医師に係るハイヤー借り上げの実績に伴う減額、委託料につきましては、委託契約に係る落札額決定に伴う執行残などの減額です。次に、収益的収入についてご説明いたします。

第1款病院事業収益、第1項医業収益、第1目入院収益、補正額4,846万3,000円の減額です。入院患者数が当初予定を下回って推移していることから減額するものです。

第2目外来収益、補正額2,453万7,000円の減額です。外来患者数が当初予定を下回って推移していることから減額するものです。

第2項医業外収益、第2目他会計補助金、補正額6,000万円の追加です。医業収益の減少に伴い、経営安定化のため増額するものです。以上で議案第13号の提案理由の説明を終わ

ります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村祐司議員） これで4案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。初めに、4案件に関連する事項について総括質疑を許します。ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで4案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第10号について総括質疑を許します。ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第10号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第10号について質疑を行います。議案集の30頁から35頁まで。はじめに、令和5年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費について質疑を許します。ありませんか。

（「はい」の声）

4番、興梠議員。

○4番（興梠勝也議員） 興梠です。2款1項2目一般管理費、1の2一般管理事業特別職旅費104万9,000円の内訳及び3番慶弔餞別費、交際費50万円、これの内訳をお願いします。

それと、続いて同じく7目地域振興費、関係人口創出事業職員旅費、これ関西のイベントということでしたけれども、これもちょっと何人で行ったのかどうなのかちょっともう少し詳しい内訳、お願いします。

もう一つ、9目移住対策費、1の3、UIJターン新規就業支援事業、これ300万の交付金だったんですけども、140万ほぼ半分しか使ってないということでこれ生かされなかった理由というのを少しお願いします。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 新村総務課長。

○総務課長（新村 猛君） 私のほうから最初の一般管理費、第2目の一般管理費の部分についてご答弁申し上げたいと思います。まず一般管理事業の中の特別職の旅費につきましては、今後、出張を予定しております、12月から3月までの主には道外の出張に係る特別職の出張に係る分ということで、104万9,000円という見込みで計上しております。それから慶弔餞別費につきましては、先日の特別功労者、藤岡氏の弔慰金ということでの50万円ということの内容となっております。以上です。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 観音まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（観音太郎君） 私から地域振興費の旅費、関係人口創出事業の分についてご説明を申し上げます。こちらにつきましては、本年ふるさと納税の基準が、新たに厳しく変わったということもあって、今後ふるさと納税の収入額が頭打ちになるであろうことが予想されている中で、私ども、数年前より交流を続けております小林製薬様が、大阪が本社でございます。こちらで物販と社員向けのふるさと納税のキャンペーンを主としたイベントを行いたい。これにプラスいたしまして、龍谷大学等の大学においてですね、大学生をメインとしたシティプロモーションを行い、今後の町のプロモーションを行いましてですね、関係人口の広がりを図るという予定でございます。以上です。

（「はい」の声）

○住民生活長補佐（佐藤誉修君） 私からは、移住対策費、説明欄（3）U I Jターン新規就業支援事業、140万円減額のご説明を申し上げます。こちらにつきましては、予備申請を2件承っていたところでございますが、うち1件がテレワーク移住、もう1件が起業をする移住ということだったんですけれども、その起業する移住の方が、申請者様のご事情により本申請を取下げたという形になってございます。以上です。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興柁議員。

○4番（興柁勝也議員） 4番、興柁です。さっきの、まず交際費のほうですけれども、これももう少し詳しく12月から3月道外出張ということですのでけれどももう少しどういった主張が急に入ってきて補正になったのか、もう少し詳しい内容、どこにどういう風な予定が今入っているのか補正で入ったということは何か緊急で、呼び出されたような話になってるのか。もう少し詳しくお願いできればありがたいです。

それと関係人口創出なんですけれども、これ内容分かったんですけれども、何人で何泊ぐらいするのかっていう内容をちょっともう少しお願いいたします。

U I Jターンは、本申請取りやめって何かこう、本人のご本人の何か理由なのかそれとも何か事情があって、あったのかその辺分かるようだったらお願いいたします。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 新村総務課長。

○総務課長（新村 猛君） 一般事業管理の特別職の旅費の部分の詳細ということなんですが、今後予定されているのが12月にですね防衛省の要望ということで、東京のほうへ出張を予定します。あわせて、都内の年末に向けてのご挨拶企業等のご挨拶まわりというところを予定しております。それから、12月については、12月にですねこちらも年末に向けた、札幌市内の各官庁への挨拶まわりということで予定をしております。それから、1月につきましては先ほど、まちづくり推進課長からご説明あった、関西でのイベント、これを予定をしております。

ます。そのほか急遽ですね特別職については急遽出張等も入ることもございますので、そういった部分も合わせての金額という風になっております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 観音まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(観音太郎君) 関係人口の旅費でございますけれども、日にちは多少ずれますが、4人が2泊分、2人が1泊分という計算で行っております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 佐藤住民生活課長補佐。

○住民生活長補佐(佐藤誉修君) U I J ターン新規就業支援事業につきましては、議員ご承知のとおりですね北海道の移住支援金と連動した形の支援事業となっております。申請者様のご本人様のご事情により、本申請を取下げたという風に伺っております。

(「はい」の声)

○4番(興侶勝也議員) 特別職旅費なんですけれども、年末の挨拶まわりだったらこれ最初から予定入ってるんじゃないんですかね。今何でここで補正で急に出てきたのか、入ってくるのがちょっと分からないんでなぜ当初予算から入ってなかったのか、最後をお願いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 新村総務課長。

○総務課長(新村 猛君) 当初の予算につきましては、今申し上げた年末の挨拶まわりも含めた予算ということで予定をしてですね、計上しているんですが、その他急遽ですね様々な案件等が入ってきて、その予算、当初の予算の中でいろいろ充てていくという形になります。結果的に、今後の出張旅費等がですね不足の見込みということになってまいりますので、今回補正をさせていただいたということでございます。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 6番、青田でございます。よろしく願いいたします。2款1項14目、説明欄(1)開拓記念式典事業について伺います。こちらのコロナの関係で、ややしばらく式典の後の祝賀会というのはなくてですね、今回感じたのが、やはりこう我々も私もお世話になった先輩方が、表彰を受けたと。そしてまた同時に、農業後継の方、また商業の後継の方も新規就農で一生懸命やってる方が表彰を受けたと。そのときにですねささやかでも、今後はですね、やっぱりそういう一緒に、ノンアルコールでも結構かと思えます。飲んでですね、ノンアルコールでも、その場でちょっとお祝いするようなことはですねこれから徐々に広げていったほうがいいのかなという風に私自身考えておりまして、そのあとですね、流れでまた町に

出て、それでまたさらに盛り上がると思いますかね、お祝いをするということに繋がるかと思
いますので、その辺りのところですね、今後の見通しと思いますかね、今回式典はどのような
判断で、休みというか、祝賀会なかったのか、ちょっと伺って、次にどのように考えているの
か、伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 新村総務課長。

○総務課長(新村 猛君) 開拓記念式典の祝賀会の部分なんです、ご承知のとおりコロナ前
はですね、ご指摘のとおり、そういった場を設けていたというところでございます。コロナ禍
になりまして、そういった部分自粛しながらもですね式典をですね継続してきたという経過で
ございます。今年度につきましては、まだ若干ですねコロナ禍の影響等もあったものですから、
引き続き自粛をしながらですね、開催をしたというところでございますので、次年度以降につ
きましては、今ご指摘の点も含めまして十分検討していきたいという風に思っています。以上で
す。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

7番、白石議員。

○7番(白石久代議員) 7番、白石です。議案集37頁、3款1項3目、(5)の。失礼しま
した。

○議長(野村祐司議員) 次、質問をしてください。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に議案集の36頁から39頁まで。第3款民生費について、質疑を許します。

(「はい」の声)

4番、興柁議員。

○4番(興柁勝也議員) 興柁です。3款1項3目、1の5、障害者グループホーム施設整備補
助事業4,625万円の減額ですけれども、これ多分補助申請されて、何か決定の通知か何か、
内定じゃないですけれどもそういう通知があったから予算計上されたんだけど、やっぱり
取り消されたみたいな形なんですか。どのような経緯で計上されて、やっぱり減額という
風になったのか、お願いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高木保健福祉課長。

○保健福祉課長(高木比斗志君) (5)の障害者グループホームの施設補助事業。こちらのほ

うですね、実施主体、こちらのほうは、町自体が申請するものではなく、あくまでも事業者、こちらのほうが、町内の事業者さんが設置をしてそれに対して補助金申請をかけて、それと並行しながら、今回この予算の中で美瑛町も支援していこうというような、お金の流れになってございます。そして今質問にございましたですね、グループホーム、こちらのほうは昨年度も申請させていただいて、国のほうに申請しましてそのほうが認可がおりなくて、それでまた今年度もまた申請かけて、そして、今年度も、認可を得なかったというような形の中で、事業が実施されなかったものですから、こちらのほう並行して実施するべきところの美瑛町の補助金事業につきましても、予算のほうを皆減させていただいた経緯になってございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柵委員。

○4番(興柵勝也議員) 4番、興柵です。これ予算計上されたら、事業所さんもやっぱりもうできるものと思って準備していきますよね。だから予算見込みでこうやってぼんと、この100万、200万ぐらいだったら別にいいですけど、4,600万をぼんと予算計上されてしまうどどのような見込みで予算載せられているのかっていうところの部分がちょっと疑問を感じるんですけども、どんな見込みをやられて、予算の計上ときこの見込みでやるようなことをされているのかちょっとお聞きします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高木保健福祉課長。

○保健福祉課長(高木比斗志君) 再度お答えさせていただきます。こちらのほうはあくまでもですね、独自で例えば事業実施主体のほうで独自でお金を工面してやるという形だったら、確実に実施可能だということまでいくと思うんですが、現実的な国の補助事業も含めながら等も含んでいる形になってございますが、その補助事業も見込みながら、何とか実施が可能なのかということも踏まえまして、事業申請させていただいてございます。また、この事業申請の認可につきましては、毎回北海道とも連携させていただきながら情報も確認させていただいてございますが、なかなか事業採択自体も、今回の場合旭川の部分でもなかなか難しかったということで、今回こちらのほう減額皆減させていただいた形になってございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柵議員。

○4番(興柵勝也議員) そうじゃなくて何ていうか、確実にってから予算計上しましょうという話です。この見込みで載せて見込みで4,600万減額って、ちょっと額が大き過ぎるんで、こういった額ってのはもう少し確定してから、きちんと精査されたほうがよろしいんじゃないでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高木保健福祉課長。

○保健福祉課長(高木比斗志君) 確かに大きな金額でございます。ですが、片方ではですねこちらの町のほうの補助事業、こちらのほうもお認め頂けるかどうかというところも前提となつて、施設の全体の事業が実施可能になつてのかなという判断のもとで、当初予算のほうに組入れさせていただいた経緯でございます。以上です。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

○議長(野村祐司議員) 次に議案集の38頁から41頁まで。第4款衛生費及び第6款農林水産業費について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

4番、興梠委員。

○4番(興梠勝也議員) 4番です。7款1項2目、地域資源をいかした産業のまち、消費活性化事業補助金。これあれですね、プレミアム商品券の話だと思うんですけども、プレミアム商品券やるのはいいんですけども、使う側がいる一方で受けるお店の事業者側、これが今使ってるのが自分の結構スマートフォン使ってるんですよ。

○議長(野村祐司議員) 興梠委員。休憩します。

休憩宣言(午後1時55分)

再開宣言(午後1時55分)

○議長(野村祐司議員) 再開します。

衛生費及び農林水産業についての質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

○議長(野村祐司議員) 次に、議案集の40頁から45頁まで。第7款商工費及び第8款土木費について質疑を許します。

(「はい」の声)

4番、興梠議員。

○4番(興梠勝也議員) 4番、興梠です。さっきの7款1項2目、消費活性化事業。プレミアム商品券ですけど使うほうはいいんですけども、これ受け取る側事業者側で、自分たちのスマホ結構使ってるんですよこれっていうのは、町の事業に対して町民の方々の財産を使ってるようなものなんで、もう少しこれ受け取る側のほうの配慮っていう、確かに配布はされてるんですけども、その配布のやつもバッテリーだけは交換できないとか、そういうバッテリー

だけそっちで持ってくれ通信費はそっちで持ってくれという風に事業者になってるんで、こちらのほうの補助も少し考えてもらえないかなっていうのが一つ。

それと、7款1項3目、自然の村キャンプ場整備事業。これなんですけど業務委託なんですけれども、これ予算額が入札なんですけれども、予算額が986万7,000円だったんですよ。ちょっとこれキャンプ場の他の私見たんですけれども、キャンプ場の整備事業でこれだけ、大体400万から600万ぐらいのが、ほかのキャンプ場のこういった整備事業、設計見るとあるんで、ちょっとかなり高い予定金額になってるんですね、予算金額設定されているんで。どういった根拠でこの996万7,000円というのが出てきたのか。ちょっとそれから、それからこれだけ減額しているもんでですね、ちょっと相場に合っていない予定金額がこれ出てたんじゃないかという風に思うんですけれども、ここどういった根拠で980万というのをはじき出したのか、説明をお願いします。

○議長（野村祐司議員） 休憩します。

休憩宣言（午後1時57分）

再開宣言（午後1時58分）

○議長（野村祐司議員） 再開します。

（「はい」の声）

高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高島和浩君） まずBeコインの事業者の端末に対する補助ということだと思ってるんですけれども、当初は事業始まる時にですね各事業者に町のほうで端末を購入して配ったという、配ったというかですね皆さん使っていただいでですね、その後いろいろ性能とかに多少問題もありながらも交換しつつですね、使ってきた経過もあります。事業所によってはですね、1台2台じゃ足りなくて持ち歩いて使ってるとかっていう方もいて自分の端末を使ってるってパターンもありますし、配られた端末をまだ使えますということで、バッテリーの消費は少し早くなってるかのところもありますけれども、その辺はちょっと担当のほうで事業所と確認しながらですね、交換等をしながら使ってるような状況です。それで基本的にはお店のほうで用意してもらってということ、考えてはいるんですけれども予算の中でですね、故障等に対応できるように端末の用意をしたりですね、新規の事業者には配ったりということに対応して、なるべくですね、こちらから事業者の方の故障には対応していけるようにしていきたいという風に考えてます。

それから自然の村のキャンプ場の設計、減額したわけなんですけど、その減額する、さらにはずっと以前の6月の恐らく補正の段階の予算取りの設計の金額ということだと思ってるんですけれども、これは当然うちの建築の担当と協議しながら、参考見積りを取って予算設計したということとです。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柁議員。

○4番(興柁勝也議員) 4番、興柁です。Beコインなんですけども、私も確かに事業者として1事業者として借受けているんですけども、やっぱりバッテリーがかなりもう古くなってるんですけど、ほかの方に聞くと、バッテリーは消耗品だから、自分たちでやってくれという風に言われたという風にも、聞いているんですね。結構バッテリーで変えるのお金かかるんですよ。だからそういうところも含めてみんな通信費も払ってやっているので、儲けさせてやっているのでいいだろうという話じゃなくって、これちゃんと事業者の方々にもそういった配慮っていうのを協力してくれてる事業者の方々にも配慮を少しお願いしたいと思います。

それと、自然の村キャンプ場整備ですけれども、どうもこの入札が私気持ち悪いっておかしいんですけど、腑に落ちない部分もあって関東の会社が570万で落札されてますけれども、これ570万だったら408万7,000円が減額になるはずですよ。986万7,000円の予算作って、578万で落札されてるので、これ計算すると400.あと184万5,000円ぐらいが、どこかに行っちゃってます。これは何なんです、この差は何で出てきてるんでしょうか。

○議長(野村祐司議員) 休憩します。

休憩宣言(午後2時01分)

再開宣言(午後2時02分)

○議長(野村祐司議員) 再開します。

(「はい」の声)

高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) まずBeコインのですね端末の関係なんですけども、確かにそろそろ皆さんバッテリーがっていうことであつたんですけども当然予算、この端末を購入するにも予算必要になりまして、今現在では予算が新規事業者の分しかないもんですから、新規事業者に配られる分しかないの今後ですね予算査定の中で故障に対する対応ができるようにですね予算を計上していきたいという風に考えてます。なるべく事業者の方々にですね使ってもらえるようにはしていきたいとは考えてます。

それから自然の村のキャンプ場のですね減額分については、契約金額は確かに税込みで673万2,000円ということで、その他ちょっと他の事業に流用しているということです。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柁議員。

○4番(興柁勝也議員) 他の事業に流用しているっていうのはどういうことなんですかね。

これ自然のキャンプ場整備事業という中で、入っていない違う事業がここに入ってきてるっていう話になってしまうんですけども、ここをちょっと具体的に詳しくお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) 他の事業というですね同じ目、観光費の中で、委託料の中で他の事業について委託料が足りないときに目の中で流用したということです。以上です。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

3番、京屋議員。

○3番(京屋愛子議員) 今の自然の村キャンプ場について。そもそも論をこんなところで言うのはちょっと問題なんですけど、これだけ予算は確かにあります。ですけど、この北海道見てますと、非常に熊が出てますよね。本当にここ来ない相当大変な事業になると、予算設計段階まではいってますけれども、本当にこれをやるつもりなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) 今キャンプ場の関係で熊の対応ということなんですけども、今年の5月に朱鞠内湖で熊のヒグマのそういう人身的な事故発生しまして、自然の村キャンプ場についても白金の国有林内にありまして、鳥獣保護区の中にもあるってところですね、当然熊いるだろうという中でそういう事件もあってですね、まずこれまでもですね、令和3年までは営業してましたので、当然ヒグマ対策というものをしながらということで営業してきたわけなんですけども、今年になってからそういう朱鞠内湖の事件が起きて先日、福島町でまた同じような、登山道での事故が起きて、その後町内でもですね道外でももちろんそういう事件があって町内でもいろいろ熊のほう、出没事例がどんどん出てというところを踏まえてですね、担当課としてもですね、管理してます営林署。それから北海道とヒグマの対策についてですねちょっと協議を重ねておまして、実際、昨年までと今年とはかなり対応が変わるのではないかということで、我々のほうとしてもですね、ただ、キャンプ場をこの実施設計を踏まえて工事に踏み切るというだけでなくですねヒグマ対策として、どういうことができるのかっていうことを検討した上でですね、次年度予算をどうしていくかというところで今検討しているという段階でありまして、当初の実施設計やるっていう段階とちょっと、今年1年を経てですねかなり大きく状況が変わってるというところでありまして、まだすいません。本当にやるんですかと言われてもちょっと結論がどうしますというのは言えないんですけども今、次年度の予算計上に向けて検討してるというところなんです。以上です。

(「はい」の声)

○議長（野村祐司議員） 3番、京屋議員。

○3番（京屋愛子議員） 次年度に向けてしっかりその辺はやっていただかないと、もし事故が起きたとき他のところもそうですけど、かなり責任問題になってますので、これはやっぱり、自然の中にいる熊ですから、私たちが予防するって、ものすごく大変なことだと思いますね。その辺をしっかり踏まえて、次年度予算に計上していただければいいと思います。よろしくお願いします。終わります。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高島和浩君） その次年度予算の計上にも、もう関わってくる部分でありますので、議員の皆さんからもですね、いろいろご意見を頂きながらですね、どういう対応していくか検討したいと思います。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

5番、保田議員。

○5番（保田 仁議員） 5番、保田でございます。42頁、7款1項3目観光費の（1）観光協会補助金、映画製作に対するものだという風な説明ですけども、映画製作の内容と作成に至る、作成を予算化するに至った経緯についてお伺いします。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高島和浩君） この映画制作に関わる部分なんですけれども、経過としてはですね、そういう映画制作をしている会社というか、放送してる会社のほうから美瑛町を舞台に、農業と観光の両立、それから観光マナーみたいなところのうちの地域課題である部分を折り込んだですね、映画をつくりませんかという話が来まして、その部分といろいろこう集客できる事業を撮影の中で混ぜながら映画を撮影しようということになりまして、全体としては、3話の構成になっておりまして、3話と最終的にはイベントを冬にイベントを実施してイベントの部分と併せて行うということです。それでその結果としてですね、農業と観光というその美瑛町の両立すべき課題とですね、それから観光マナーみたいなところを少し入れてそれとあと冬の集客のですね、コンテンツとしてのPRみたいなものを含めた、映画になるということです。以上です。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 5番、保田議員。

○5番（保田 仁議員） 5番、保田です。効果、どんな効果があるかまでお話頂いたんですけども、どういった放映の方法になるのか、そこら辺分かりましたらお伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) 放送自体は有料契約のチャンネルになりますので、その有料契約チャンネルの中で、放送されるという風に聞いてます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 5番、保田議員。

○5番(保田 仁議員) テレビということですよ。そういうことですか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) テレビなんですかね。テレビだと、テレビというか今のネットの放送だとか、WOWOWだとかNetflixだとかいろいろあると思うんですが、これこういう名称出しているのか分かんないですけど、そういうその有料の契約チャンネルということ、テレビで見られるということです。以上です。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に議案集の44頁から47頁まで。第9款消防費から第12款諸支出金までについて質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に議案集の24頁から29頁まで、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入全款について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

議案集の20頁から23頁まで。令和5年度美瑛町一般会計補正予算(第6号)の歳入歳出予算補正並びに第2表地方債補正について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで議案第10号についての質疑を終わります。

次に、議案第11号について質疑を許します。議案集の48頁及び49頁。令和5年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算(第4号)の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第11号についての質疑を終わります。

次に、議案第12号について質疑を行います。議案集の50頁及び51頁、令和5年度美瑛町水力発電事業会計補正予算(第2号)の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、認めます。これで議案第12号についての質疑を終わります。

次に、議案第13号について質疑を行います。議案集の52頁及び53頁、令和5年度美瑛町立病院事業会計補正予算(第3号)の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第13号についての質疑を終わります。

以上で議案第10号から議案第13号までの4案件についての質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第10号についての討論を終わります。

次に議案第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第11号についての討論を終わります。

次に、議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第12号についての討論を終わります。

次に、議案第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第13号についての討論を終わります。

これから日程第12、議案第10号の件を採決します。議案第10号、令和5年度美瑛町一般会計補正予算(第6号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

次に議日程第13、議案第11号の件を採決します。議案第11号、令和5年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算(第4号)についての件を原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第12号の件を採決します。議案第12号、令和5年度美瑛町水力発電事業会計補正予算（第2号）についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第13号の件を採決します。議案第13号、令和5年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第3号）についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第13号の件は、原案のとおり可決されました。

それでは14時30分まで休憩をいたします。

休憩宣言（午後2時15分）

再開宣言（午後2時30分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

日程第16 議案第14号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長（野村祐司議員） 日程第16、議案第14号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

新村総務課長。

（総務課長 新村 猛君 登壇）

○総務課長（新村 猛君） 議案第14号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は55頁から57頁までになります。今回の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更は、辺地対策事業債活用事業のうち、朗根内辺地について事業内容等が変更となる部分について計画を変更するものです。変更内容は、朗根内へき地保育所建設事業を東部地区コミュニティ施設整備事業に変更するもので、北海道との協議が整いましたので、議会の議決をお願いするものです。初めに議案を朗読し、その後、計画書の変更内容をご説明いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、56頁及び57頁の新旧対照表でご説明いたします。令和3年第3回定例会において議決を頂いた、朗根内辺地に係る公共的施設の総合整備計画のうち、施設の区分の朗根内へき地保育所について、昭和54年に建設され、施設の老朽化が著しいことから、保育環境等

を判断し、建て替え工事を実施するものから建設の建て替えが必要であるが、子供の数も減少傾向にあることから、保育所だけではなく、高齢者介護施設等兼ね備えた複合施設を整備するものに変更するものです。

3、公共的施設の整備計画になります。変更後の事業費は3億6,900万円。財源内訳で特定財源が1億6,900万円、一般財源が2億円、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額が1億8,400万円です。また、事業費の変更に伴い、合計など、事業費、財源内訳、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を変更するものです。以上で議案第14号のご説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。議案集の55頁から57頁まで。議案本文及び総合整備計画書について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、議案14号の件を採決します。議案第14号辺地に係る公共的施設施設の総合整備計画の変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第14号の件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第15号 美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

○議長（野村祐司議員） 日程第17、議案第15号、美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についての件を議題と致します本件について、提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

観音まちづくり推進課長。

（まちづくり推進課長 観音 太郎君 登壇）

○まちづくり推進課長（観音太郎君） それでは議案第15号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集の58頁から60頁になります。美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画について、国が定める過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく、令和3年度から令和7年度までの5年間で実施計画された事業の一部を、変更させていただきたく、議会の議決を求めるものです。それでは議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

変更する内容につきましては、59頁と60頁の別紙、新旧対照表になります。変更後の事業内容についてのみ申し上げます。59頁、3、産業の振興(1)現況と問題点の⑤他の市町村との連携の末尾に次の文言を追加します。また、上川管内東川町と本町にまたがる天人峡地区について、2件の廃ホテルが長年放置状態にあるが、所有者による解体及び撤去のめどが立たず、景観が阻害されていることや、外壁の崩壊の恐れがあることから、東川町等と連携し、早期に対応することが求められる。続いてその下段、(2)その他対策の⑤他の市町村との連携の末尾に新たにイを追加します。

頁は60頁です。追加する文言は、東川町北海道等と連携し天人峡地区の廃ホテルの用地を林野庁から取得し、アスベスト除却、解体工事、撤去を行い、跡地に公園施設等を整備し、新たな魅力を創造することで誘客を図り、次に(3)計画の事業計画表中、持続的発展施策区分2の産業の振興、事業名(9)観光またはレクリエーションの欄に3事業を追加します。事業内容、天人峡地区魅力向上事業、事業主体、美瑛町、東川町、事業内容、本通商店街駐車場整備事業、事業主体、美瑛町、事業内容、観光地混雑状況可視化システム導入事業、事業主体、美瑛町、以上となります。これで議案第15号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。議案集の58頁から60頁まで、議案本文及び市町村計画書について、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第15号の件を採決いたします。議案第15号、美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第15号の件は原案のとおり、とおり可決されました。

日程第18 議案第16号 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

○議長(野村祐司議員) 日程第18、議案第16号、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変

更についての件を議題と致します。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

観音まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長 観音 太郎君 登壇)

○まちづくり推進課長(観音太郎君) それでは議案第16号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は61頁から62頁までになります。新旧対照表は別冊資料の28頁から29頁です。令和4年1月12日に、中心市である旭川市と近隣の8町が連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、様々な取組を進めているところですが、このたび1事業の内容変更と新たに1事業を追加するため、地方自治法第252条の2、第4項の規定により、その例によることとされる同条第3項の規定に基づいて議会の議決をお願いするものです。

最初に議案を朗読し、その後、別冊資料によりご説明させていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

別冊資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。別冊資料は28頁になります。別表3の圏域全体の生活関連機能サービスの向上、(1)生活機能の強化に係る政策分野の地域医療の表中に、初期救急医療の連携の項目を追加いたします。

次に、29頁、同じく、ウ教育文化スポーツの表中、不登校児童生徒の受入れ機関の共同利用欄、甲の役割、乙の役割、それぞれに記載の旭川市適応指導教室を、旭川市が行った施設名称変更にあわせまして、旭川市教育支援センターとするものです。以上で議案第16号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「はい」の声)

6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) よろしくお願ひします。連携協定によって、旭川市周辺8町の関係、深化深くなっていったという風に私は実感しているところであります。それです。ね今回の教育支援センター、旭川市教育支援センターへの名称の変更ということなんですが、名称の変更の経緯というか、どのようなあれで変更になったのかはちょっと分からないんですけども、利用実態といいますかね、本町においての利用実績どのような形になっているのかまず伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 梶原管理課長。

○教育委員会管理課長(梶原祐治君) ちょっとこちらの旭川、今のですね旭川市適応指導教室

の利用なんですけども、過去にですね、その生徒さんが利用しようと思った経緯はございます。議員ご承知のとおり、場所がですね常盤公園のほうの奥のですね、ちょっと古い建物でですね、それを見てやっぱりちょっと古くてですね、なかなかちょっと通えないということで、通えなかった経緯はございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 連携中枢、これ大事な事業のうちの一つだと私は思ってます。今使っていないかもしれないけどもしかしたら使うかもしれないという、そういう理解ではいるんですけども、これ、首長サミットがあったときにですね、ぜひ町長のほうから、旭川市のほうに申入れとかお願いしたいのが、実はこれ常盤館という非常に古い建物でですね旭川の公共施設の中で恐らく唯一耐震化になってない、そういうような建物のはずで。それでですねやっぱりそこに子どもたちが、特に学校に通うことがなかなか叶わない子どもたちがそこに行くということがですね、果たして幸せなのかなと。私は、やはり圏域の住民または圏域のいち議員としてですね、やはりこう、地域、圏域に住む子どもたちの幸せを願っていて嬉しいことがあったら共に喜んで、悲しいことがあったら共に悲しいという間柄になってこそ初めてですね、この圏域のそういうような連携が生きてくるのかなという風に勝手に思っております。そこでですねぜひ、旭川市のほうに申入れていただきたいのは、旭川市の中で常盤館、常盤公園の奥のほうにある建物にそういう支援センターを持っていくのではなくてですね、古い建物で耐震化になってないというそこが私本当にこう何か心配なところありますので、ぜひですね、首長サミットの際には、建物から別なところに移行してはどうかと、改めてですね、美瑛町の子どもたちもお世話になる可能性がある、そういうセンターですのでね。その辺りについてはしっかりと共に考えていく、それが連携中枢都市圏を生かしていく、連携協定を生かしていくことにつながるんじゃないかなと思います。認識を伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 議員ご指摘頂いてますように連携中枢都市圏の取組というのは年々拡大もしておりますし、また1市8町のこの絆の強さというものも、年々強まってきていると私も実感しているところでございます。さらに、せっかくの連携とつながりでございますので、それが圏域の住民、子どものみならず、子どもをはじめ、各町、各市、各町の住民の安全性ですか利便性向上につながるというものであれば、一致団結して行っていくのが相応しいと私も考えております。耐震化なされていないと私今初めてご指摘を頂きました。今お伺いした事情につきまして首長サミットもでございます。また、それ以外の機会でも多く、顔を合わす場もございますので、常盤公園奥にある常盤館の改修改善につきまして、旭川市さんのほうに働きかけ

をおこなってまいります。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第18、議案第16号の件を採決します。議案第16号連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第16号の件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第16号 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

○議長（野村祐司議員） 日程第19、議案第17号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 議案第17号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。まず、議案集におきましては63頁となります。まず、議案を朗読させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

菅原氏におかれましては、美瑛町商工会青年部長をはじめ、美瑛町景観審議会委員、美瑛町まちづくり委員会委員などを歴任され、現在美瑛町商工会理事を務めておられます。令和3年1月27日より固定資産評価審査委員会委員を務められており、現在1件目でございますが、令和6年1月26日で任期満了となることから、菅原氏の固定資産評価委員会委員の再任について議会の同意をお願いするものでございます。なお、委員の任期につきましては3年となっております。以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次は討論ですが、省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第19、議案第17号の件を採決します。議案第17号、固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第17号の件は同意することに決定をいたしました。

日程第20 意見書案第10号 高温障害による農作物被害など厳しい情勢に見舞われる農業者の救済処置を求める意見書について

○議長(野村祐司議員) 日程第20、意見書案第10号、高温障害による農作物被害など厳しい情勢に見舞われる農業者の救済処置を求める意見書についての件を議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

8番、坂田昌則議員。

(8番 坂田 昌則議員 登壇)

○8番(坂田昌則議員)

(意見書案の朗読を省略する)

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第20、意見書案第10号の件を採決します。意見書案第10号の高温障害による農作物被害など厳しい情勢に見舞われる農業者の救済処置を求める意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第10号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第21 所管事務調査の申し出について

○議長（野村祐司議員） 日程第21、所管事務調査の申出についての件を議題といたします。
本件について、総務文教常任委員会委員長八木幹男議員。産業経済常任委員会委員長山本賢一議員、議会運営委員会副委員長保田仁議員から所管事務調査を行うため、閉会中の継続調査の承認を求める申出が別紙のとおりありました。

お諮りします。本件については、各委員長、副委員長からの申出のとおり承認したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって本件は各委員長、副委員長からの申出のとおり承認することに決定をいたしました。なお、派遣地、調査事項等について変更が生じた場合には、議長において承認したいと思いますので、ご了解をお願いいたします。

閉会宣告

○議長（野村祐司議員） これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。会議を閉じます。令和5年第7回美瑛町議会定例会を閉会いたします。

閉会挨拶

○議長（野村祐司議員） 長時間にわたり、2日間にわたり、本当にありがとうございました。令和5年度第7回美瑛町議会定例会閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。今回付議の案件については、年末を控えた重要案件ばかりでございます。非常に町民生活と密着した重要な案件でありますので、理事者にあつては確実な事業執行をお願いいたし、閉会の挨拶といたします。大変ご苦労さまでございましたありがとうございました。

午後2時54分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和6年2月21日

美瑛町議会 議長 野村 祐 司

議員 桑 谷 覺

議員 谷 本 憲 一